平成30年度第12回定例松本市教育委員会

会議議案

松本市教育委員会

# 平成30年度第12回定例松本市教育委員会付議案件

#### 「議案 ]

- 第1号 松本市教育委員会組織規則の一部改正について
- 第2号 松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正につい て
- 第3号 松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部 改正について
- 第4号 松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正につ いて
- 第5号 松本市教職員住宅管理規則の一部改正について
- 第6号 松本市教育委員会条例施行規則の一部改正について
- 第7号 長野県スクールソーシャルワーカーの市教育委員会派遣に係る 覚書の締結について
- 第8号 松本市キャリア教育推進協議会設置要綱の廃止について
- 第9号 松本市文化財保護条例施行規則の一部改正について
- 第10号 松本市南・西外堀整備研究専門員設置要綱の廃止について

#### 「報告]

- 第1号 平成31年松本市議会2月定例会の結果について
- 第2号 教育文化センターにおけるSNSの運用について
- 第3号 いじめ・体罰等の実態調査【12・1月】の結果について
- 第4号 スポーツ庁公募企画「平成30年度運動部活動改革プラン」完了 について
- 第5号 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
- 第6号 平成31年度松本市立中学校における部活動指導員任用事務取 扱要領について
- 第7号 学校給食費の不納欠損について
- 第8号 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員 の委嘱について
- 第9号 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策 定委員会委員等の委嘱について
- 第10号 旧昭和興業製糸場の登録有形文化財への登録について
- 第11号 松本市文化財保護条例の一部改正について

# [周知]

- 1 スマホの啓発チラシについて
- 2 教育文化センタープラネタリウム及び旧山辺学校校舎(山辺学校歴 史民俗資料館)のリニューアルオープンについて
- 3 春の大型連休における教育施設の開館について
- 4 松本市寿公民館の臨時休館について
- 5 第20回国宝松本城「夜桜会」の開催について
- 6 松本市立博物館分館の企画展開催について

# [ その他]

教育委員会資料 31.3.22 教育政策課

# 議案第 1 号

### 松本市教育委員会組織規則の一部改正について

### 1 趣旨

平成30年度行政改革見直しに伴い、所要の改正をするものです。

### 2 改正内容

- (1) 生涯学習課関係条文「庶務係」を「社会教育推進担当」に、「社会教育事業担当」を 「施設整備担当」に改正
- (2) 文化財課の関係条文から「南・西外堀整備担当」を削除
- (3) 中央公民館関係条文中「管理担当」を「事業担当」に、「事業担当」を「管理担当」 に改正
- 3 施行期日

平成31年4月1日

担当 教育政策課

課長 小林 伸一

電話 33-3980





現行

#### ○松本市教育委員会組織規則

昭和34年4月1日

教育委員会規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 (昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき松本市教育委員会 事務局(以下「事務局」という。)の組織及び事務局に置かれる職員の職 の設置並びに法第30条に基づき松本市教育委員会(以下「教育委員会」 という。)の所管に属する教育機関の組織及び職員の職の設置について、 必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局及び教育機関の組織)

第2条 事務局に別表第1のとおり部、課及び係等を置く。

- 2 別表第2のとおり教育機関を置く。
- 3 課等(第1項の課及び前項の教育機関をいう。以下同じ。)に別表第3 のとおり附属施設を置く。

(長等)

第3条 別表第4のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うも │第3条 別表第4のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うも

改正後 (案)

#### ○松本市教育委員会組織規則

昭和34年4月1日

教育委員会規則第12号

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令 (昭和31年政令第221号)第6条の規定に基づき松本市教育委員会 事務局(以下「事務局」という。)の組織及び事務局に置かれる職員の職 の設置並びに法第30条に基づき松本市教育委員会(以下「教育委員会」 という。)の所管に属する教育機関の組織及び職員の職の設置について、 必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局及び教育機関の組織)

- 第2条 事務局に別表第1のとおり部、課及び係等を置く。
- 2 別表第2のとおり教育機関を置く。
- 3 課等(第1項の課及び前項の教育機関をいう。以下同じ。)に別表第3 のとおり附属施設を置く。

(長等)

のとする。

- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長がその職務を代理する。
- 3 必要に応じて別表第5のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務 を行うものとする。
- 4 必要に応じて課等及び指導室に別表第6に掲げる職を置く。 (分掌事務)
- 第4条 課等の分掌事務は、別表第7のとおりとする。

(文書管理)

第5条 文書の管理については、別に定めるもののほか、松本市文書管 理規程(昭和40年訓令甲第1号)の規定を準用する。

#### 別表第1(第2条関係)

73.75(7) = (7)	V = 214/24/19	
部	課	係等
教育部	教育政策課	教育政策担当
	学校教育課	学務担当
		学校施設担当
	学校指導課	学校指導担当
	学校給食課	西部給食センター担当
		東部給食センター担当
		四賀給食センター
		梓川給食センター
		波田給食センター

のとする。

- 2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長がその職務を代理する。
- 3 必要に応じて別表第5のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。
- 4 必要に応じて課等及び指導室に別表第6に掲げる職を置く。 (分掌事務)
- 第4条 課等の分掌事務は、別表第7のとおりとする。

(文書管理)

第5条 文書の管理については、別に定めるもののほか、松本市文書管理規程(昭和40年訓令甲第1号)の規定を準用する。

#### 別表第1(第2条関係)

部	課	係等
教育部	教育政策課	教育政策担当
	学校教育課	学務担当
		学校施設担当
	学校指導課	学校指導担当
	学校給食課	西部給食センター担当
		東部給食センター担当
		四賀給食センター
		梓川給食センター
		波田給食センター

生涯学習課	<mark>庶務係</mark> 社会教育事業担当 青少年ホーム
文化財課	文化財担当 埋蔵文化財担当 史跡整備担当 <mark>南・西外堀整備担当</mark>
施設課	住宅担当 建築担当 設備担当

## 別表第2(第2条関係)

# (1) 担当等を置く教育機関

教育機関	担当
中央公民館	<mark>管理</mark> 担当
	<mark>事業</mark> 担当
松本城管理事務所	管理担当
	城郭整備担当
美術館	企画運営担当
	美術担当
博物館	庶務係
	事業担当
	基幹博物館建設担当

	社会教育推進担当
	施設整備担当
	青少年ホーム
文化財課	文化財担当
	埋蔵文化財担当
	史跡整備担当
施設課	住宅担当
	建築担当
	設備担当

## 別表第2(第2条関係)

# (1) 担当等を置く教育機関

教育機関	担当
中央公民館	<u>事業</u> 担当
	管理担当
松本城管理事務所	管理担当
	城郭整備担当
美術館	企画運営担当
	美術担当
博物館	庶務係
	事業担当
	基幹博物館建設担当

教育委員会資料 31.3.22 教育政策課

## 議案第 2 号

松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則の一部改正について

## 1 趣旨

平成30年度行政改革見直しに伴い、所要の改正をするものです。

## 2 改正内容

- (1) 文化財課関係条文から「南・西外堀整備担当」を削除
- (2) 博物館の関係条文に「旧山辺学校校舎館長」を追加
- 3 施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日

担当 教育政策課

課長 小林 伸一

電話 33-3980





現行 改正後(案) ○松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則 ○松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則 昭和34年3月30日 昭和34年3月30日 教育委員会規則第4号 教育委員会規則第4号 (目的) (目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和3 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和3 1年法律第162号)第25条第1項及び第3項に基づき、事務の委任 1年法律第162号)第25条第1項及び第3項に基づき、事務の委任 等のほか、専決、代決について必要な事項を定め、事務執行の能率的 等のほか、専決、代決について必要な事項を定め、事務執行の能率的 運営とその責任の明確を図ることを目的とする。 運営とその責任の明確を図ることを目的とする。 第3章 専決 第3章 専決 (南・亜外堀敷備担当区長東津の東極) 9.7条 南・西外帰敷備担当悠長は 次に掲げる事家を再決する 職員の該願居の処理についての事柄 職員の古内出張命令 復命及び超過勤務命令についての事柄 (3) 職員の週休日及び勤務時間の割振りについての事柄

(博物館分館の館長専決の事柄)

第28条 次に掲げる博物館分館の館長は、第22条各号に掲げる事柄 を専決することができる。

- (1) 重要文化財旧開智学校校舎館長
- (2) 松本民芸館長
- (3) 松本市立考古博物館長
- (4) 旧制高等学校記念館長
- (5) 窪田空穂記念館長
- (6) 重要文化財馬場家住宅館長
- (7) 松本市歴史の里館長
- (8) 松本市時計博物館長
- (9) 松本市山と自然博物館長
- (10) 松本市四賀化石館長

第4章 代決

(教育長不在のときの事案の代決)

第29条 教育長が不在であるときは、部長がその事案を代決する。

(部長不在のときの事案の代決)

第30条 部長が不在であるときは、所管課長等又は園長がその事案を

(博物館分館の館長専決の事柄)

第27条 次に掲げる博物館分館の館長は、第22条各号に掲げる事柄 を専決することができる。

- (1) 重要文化財旧開智学校校舎館長
- (2) 松本民芸館長
- (3) 旧山辺学校校舎館長
- (4) 松本市立考古博物館長
- (5) 旧制高等学校記念館長
- (6) 窪田空穂記念館長
- (7) 重要文化財馬場家住宅館長
- (8) 松本市歴史の里館長
- (9) 松本市時計博物館長
- (10) 松本市山と自然博物館長
- (11)松本市四賀化石館長

第4章 代決

(教育長不在のときの事案の代決)

第28条 教育長が不在であるときは、部長がその事案を代決する。

(部長不在のときの事案の代決)

第29条 部長が不在であるときは、所管課長等又は園長がその事案を

代決する。

(課長等不在のときの代決)

第31条 課長等が不在のときは、課長補佐及び主任指導主事が、課長等、課長補佐及び主任指導主事がともに不在のときは、主管の係長等がその事案を代決する。

(代決できる事案の範囲)

- 第32条 前各条の規定により、代決できる範囲は、あらかじめその処理について指示を受けたもののほか、定例又は軽易で疑義のない事案に限るものとする。
- 2 前項の場合において、課長補佐、主任指導主事及び係長等は、歳入 歳出予算の収入支出に関する事案については、代決することができな い。

(後閲)

第33条 前各条の規定により代決した事案については、代決の旨を表示し後閲の必要あるものは「後閲」と明記して決裁権者登庁の際閲覧を受けなければならない。

代決する。

(課長等不在のときの代決)

第30条 課長等が不在のときは、課長補佐及び主任指導主事が、課長等、課長補佐及び主任指導主事がともに不在のときは、主管の係長等がその事案を代決する。

(代決できる事案の範囲)

- 第31条 前各条の規定により、代決できる範囲は、あらかじめその処理について指示を受けたもののほか、定例又は軽易で疑義のない事案に限るものとする。
- 2 前項の場合において、課長補佐、主任指導主事及び係長等は、歳入歳出予算の収入支出に関する事案については、代決することができない。

(後閲)

第32条 前各条の規定により代決した事案については、代決の旨を表示し後閲の必要あるものは「後閲」と明記して決裁権者登庁の際閲覧を受けなければならない。

教育委員会資料 31.3.22 教育政策課

# 議案第 3 号

松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について

### 1 趣旨

平成31年2月定例会において「松本市図書館条例」及び「松本市博物館条例」が改 正されたことに伴い、所要の改正をするものです。

## 2 改正内容

- (1) 中央図書館の関係条文「西部図書館」を「鎌田図書館」に名称変更
- (2) 博物館の関係条文に「旧山辺学校校舎」を追加
- 3 施行期日 平成31年4月1日

担当 教育政策課

課長 小林 伸一

電話 33-3980





# 松本市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成15年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

			現行							강	マ正後(第	₹)		
	松本市教	育委員会職	員の勤務	時間等0	)特例に	関する規程			松本市教育	育委員会職!	員の勤務	時間等の	特例に関	引する規程
別表(第	2 条関係)						別	表(第	2 条関係)					
所属	対象者の範	勤務時間	休憩時	週休日	休日	備考	Á	所属	対象者の範	勤務時間	休憩時	週休日	休日	備考
	囲		間						囲		間			
中央図	<mark>西部</mark> 図書館	1 直者	同上	同上	同上	1 勤務時間		央図	鎌田図書館	1直者	同上	同上	同上	1 勤務時間
書館	及び梓川図	午前8時3				等の各人ご	書館	铝	及び梓川図	午前8時3				等の各人ご
	書館に勤務	0 分から午				との割振り			書館に勤務	0 分から午				との割振り
	する職員で	後5時15				は、所属長が			する職員で	後5時15				は、所属長が
	所属長が指	分までとす				定める。			所属長が指	分までとす				定める。
	定した者	る。				2 1 直者及			定した者	る。				2 1直者及
		2 直者	同上	同上	同上	び2直者と				2 直者	同上	同上	同上	び2直者と
		午前9時3				は、勤務時間				午前9時3				は、勤務時間
		0分から午				の態様によ				0 分から午				の態様によ
		後6時15				る職員の区				後6時15				る職員の区
		分までとす				分をいう。				分までとす				分をいう。
		る。								る。				
博物館	博物館、旧	同上	同上	同上	同上	同上	博物	物館	博物館、旧	同上	同上	同上	同上	同上
	開智学校校								開智学校校					
	舎、松本民							•	舎、松本民					
	芸館、							•	芸館、 <u>旧山</u>					

考古博		<u>舎、</u> 考古博		
物館、はか		物館、はか		
り資料館、		り資料館、		
旧制高等学		旧制高等学		
校記念館、		校記念館、		
窪田空穂記		窪田空穂記		
念館、馬場		念館、馬場		
家住宅、歴		家住宅、歴		
史の里、時		史の里、時		
計博物館、		計博物館、		
山と自然博		山と自然博		
物館及び四		物館及び四		
賀化石館に		賀化石館に		
勤務する職		勤務する職		
員で所属長		員で所属長		
が指定した		が指定した		
者		者		

教育委員会資料 31.3.22 教育政策課

# 議案第 4 号

松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程の一部改正について

# 1 趣旨

次により所要の改正をするものです。

- (1) 平成30年度行改革見直しに伴うもの
- (2) 平成31年2月定例会において「松本市図書館条例」が改正されたことに伴うもの

### 2 改正内容

- (1) 生涯学習課関係条文「庶務」を「社会教育推進担当」に、「管理担当」を「事業担当」に、「社会教育事業」を「施設整備」に、「事業」を「管理」に改正
- (2) 「西部図書館」を「鎌田図書館」に名称変更
- 3 施行期日

平成31年4月1日

担当 教育政策課

課長 小林 伸一

電話 33-3980





### 松本市教育委員会職員の職の兼務に関する規程(平成8年教育委員会訓令甲第1号)新旧対照表

松平甲教育安貝芸職貝の職の兼務に	関する規程(平成8年教育委員会訓令甲	第 1 号J新旧对照衣					
<b></b>	見行	改正後(案)					
○松本市教育委員会職員の	職の兼務に関する規程	○松本市教育委員会職員の関	職の兼務に関する規程				
	平成8年3月29日		平成8年3月29日				
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)					
職	職	職	職				
教育部生涯学習課 <mark>庶務</mark> 係長	教育部中央公民館 <mark>管理</mark> 担当係長	教育部生涯学習課社会教育推進担当	教育部中央公民館事業担当係長				
		係長					
同 同 <mark>社会教育事業</mark> 担当係長	同 同 <mark>事業</mark> 担当係長	同 同 施設整備担当係長	同 同 <u>管理</u> 担当係長				
同 同 あがたの森文化会館長	同 中央図書館あがたの森図書館長	同 同 あがたの森文化会館長	同 中央図書館あがたの森図書館長				
	同博物館旧制高等学校記念館長		同博物館旧制高等学校記念館長				
同 中央公民館鎌田地区公民館館長	· 同 中央図書館 <mark>西部</mark> 図書館長	同 中央公民館鎌田地区公民館館長	同 中央図書館鎌田図書館長				
補佐		補佐					
同 同 島内公民館館長補佐	同 同 島内図書館長	同 同 島内公民館館長補佐	同 同 島内図書館長				
同同寿台公民館館長補佐	同 同 寿台図書館長	同 同 寿台公民館館長補佐	同 同 寿台図書館長				
別表第2(第2条関係)		別表第2(第2条関係)					
課等	課等	課等	課等				
教育部生涯学習課 <mark>庶務係</mark>	教育部中央公民館 <mark>管理</mark> 担当	教育部生涯学習課社会教育推進担当	教育部中央公民館 <u>事業</u> 担当				
同 同 <mark>社会教育事業</mark> 担当	同 同 <mark>事業</mark> 担当	同 同 施設整備担当	同同管理担当				
同 同 あがたの森文化会館	同 中央図書館あがたの森図書館	同 同 あがたの森文化会館	同 中央図書館あがたの森図書館				
	同博物館旧制高等学校記念館		同 博物館旧制高等学校記念館				

同	同	青少年ホーム	同	中央公民館松南地区公民館
			同	中央図書館南部図書館
同	中步	2公民館	同	中央公民館Mウイング文化セン
			ター	-
同	同	鎌田地区公民館	司	中央図書館 <mark>西部</mark> 図書館
同	同	松南地区公民館	同	生涯学習課青少年ホーム
			同	中央図書館南部図書館
同	同	島内公民館	司	中央図書館島内図書館
同	同	寿台公民館	同	同寿台図書館
同	同	本郷公民館	同	同 本郷図書館
同	中步	2.図書館南部図書館	司	中央公民館松南地区公民館
			同	生涯学習課青少年ホーム
同	同	あがたの森図書館	同	生涯学習課あがたの森文化会館
			同	博物館旧制高等学校記念館
同	同	<mark>西部</mark> 図書館	同	中央公民館鎌田地区公民館
同	同	寿台図書館	司	中央公民館寿台公民館
同	同	本郷図書館	回	同 本郷公民館
同	同	島内図書館	同	中央公民館島内公民館
同	博物	物館旧制高等学校記念館	同	生涯学習課あがたの森文化会館
			同	中央図書館あがたの森図書館

	同 中央公民館松南地区公民館		同 中央公民館松南地区公民館
	同中央図書館南部図書館		同 中央図書館南部図書館
	同 中央公民館Mウイング文化セン	同中央公民館	同 中央公民館Mウイング文化セン
	ター		ター
	同 中央図書館 <mark>西部</mark> 図書館	同 同 鎌田地区公民館	同 中央図書館 <u>鎌田</u> 図書館
	同 生涯学習課青少年ホーム	同 同 松南地区公民館	同 生涯学習課青少年ホーム
	同 中央図書館南部図書館		同 中央図書館南部図書館
	同 中央図書館島内図書館	同 同 島内公民館	同 中央図書館島内図書館
	同 同 寿台図書館	同同寿台公民館	同 同 寿台図書館
	同 同 本郷図書館	同 同 本郷公民館	同 同 本郷図書館
ī	同 中央公民館松南地区公民館	同中央図書館南部図書館	同 中央公民館松南地区公民館
	同 生涯学習課青少年ホーム		同 生涯学習課青少年ホーム
ī	同 生涯学習課あがたの森文化会館	同同のあがたの森図書館	同 生涯学習課あがたの森文化会館
	同 博物館旧制高等学校記念館		同 博物館旧制高等学校記念館
	同 中央公民館鎌田地区公民館	同 同 鎌田図書館	同 中央公民館鎌田地区公民館
	同 中央公民館寿台公民館	同 同 寿台図書館	同 中央公民館寿台公民館
	同 同 本郷公民館	同 同 本郷図書館	同 同 本郷公民館
	同 中央公民館島内公民館	同 同 島内図書館	同 中央公民館島内公民館
l念館	同 生涯学習課あがたの森文化会館	同 博物館旧制高等学校記念館	同 生涯学習課あがたの森文化会館
	同 中央図書館あがたの森図書館		同 中央図書館あがたの森図書館
		•	

教育委員会資料 31.3.22 学校教育課

## 議案第 5 号

# 松本市教職員住宅管理規則の一部改正について

1 趣旨

松本市教職員住宅の処分に伴い、標記規則の一部を改正するものです。

2 改正内容

平成30年度中に解体により処分した次の教職員住宅2棟6戸を削除するもの。

- (1) 城山教員住宅 1戸
- (2) 放光寺教員住宅 5戸
- 3 規則改正後の管理戸数159戸
- 4 今後の方針 耐用年数や教職員のニーズをもとに適切な戸数管理を進めます。
- 5 施行期日 平成 3 1 年 4 月 1 日

担当 学校教育課

課長 麻田 仁郎

電話 33 9846

	現	行			改正案					
表(第4条関	系)				別表(第4多	別表(第4条関係)				
記号番号又	所在地	戸	一戸当たり	一戸当た	記号番号	·又 所在地	戸	一戸当たり	一戸当た	
は名称		数戸	延面積	り貸付料 月額	は名称		数戸	延面積	り貸付料 月額	
			m2	円				m2	Р	
1	松本市宮渕2丁目6 番21号	1	64. 08	28, 000						
2	松本市清水2丁目3 番19号	2	76. 60	29, 000	1	松本市清水2丁目3 番19号	2	76. 60	29, 000	
3	松本市大字島内 2273番地5	2	64. 92	25, 600	2	松本市大字島内 2273番地5	2	64. 92	25, 600	
4	松本市大字島立 3958番地1	1	58. 95	23, 800	3	松本市大字島立 3958番地1	1	58. 95	23, 800	
5	松本市大字今井 1642番地	2	65. 61	26, 600	4	松本市大字今井 1642番地	2	65. 61	26, 600	
6	松本市宮渕本村 5 番 19 号	2	72. 36	28, 000	5	松本市宮渕本村 5 番 19 号	2	72. 36	28, 000	
7	松本市大字中山 2708番地	1	66. 67	12, 600	6	松本市大字中山 2708番地	1	66. 67	12, 600	
8	松本市城山 6 番 18 号	3	50. 15	9, 200						
9	同	2	51.00	13, 000						
10	松本市宮渕本村 5 番 19 号	2	50. 15	8, 300	7	松本市宮渕本村 5 番 19 号	2	50. 15	8, 300	

教育委員会資料 31.3.22

教育政策課

### 議案第 6 号

#### 松本市教育委員会条例施行規則の一部改正について

# 1 趣 旨

平成31年2月定例会において条例が改正されたこと等に伴い、所要の改正をする ものです。

### 2 対象の条例施行規則

- (1) 松本市市立小学校、中学校条例施行規則
- (2) 松本市公民館条例施行規則
- (3) 松本市図書館条例施行規則
- (4) 松本市美術館条例施行規則
- (5) 松本市教育文化センター条例施行規則
- (6) 松本市あがたの森文化会館条例施行規則
- (7) 松本市 M ウイング文化センター条例施行規則
- (8) 松本市ふれあいパーク乗鞍条例施行規則
- (9) 松本市同和教育集会所条例施行規則

# 3 改正内容

- (1) 消費税法の改定に伴う使用料の改定
- (2) 利便性の向上(松本市図書館条例施行規則、松本市同和教育集会所条例施行規則)
- (3) 所管替えに伴う削除(松本市教育文化センター条例施行規則)

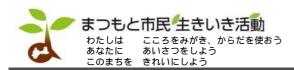
### 4 施行期日

- (1) 消費税法の改定に伴うものは、平成31年10月1日
- (2) それ以外は、平成31年4月1日

担当 教育政策課

課長 小林 伸一

電話 33-3980





# 松本市立小学校、中学校条例施行規則(昭和39年教育委員会規則第1号)新旧対照表

在中中五年10人,11人不利他们从对中国中00十次行及员名从积初15万利国内派公						
現	行		改正後(案)			
			附 則(平成31年3月 日教育委員会規則第 号)			
			(施行期日)			
			1 この規則は平成31年10月1日	日から施行する。		
			(経過措置)			
			2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日(以下			
			「施行日」という。)以後の使用に	係る使用料で施行	日以後に前納する	
			ものから適用し、施行日以後の使用	用に係る使用料で施	を行日前に前納す	
			るものについては、なお従前の例と	こよる。		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)			
器具(梓川小学校体育館)			器具(梓川小学校体育館)			
区分	単位	金額	区分	単位	金額	
		円			円	
音響照明器具	1式1回	4, 320	音響照明器具	1式1回	4, 400	
グランドピアノ	1台1回	5, 340	0     グランドピアノ     1台1回     5,440			
プロジェクター映写機(スクリーンを	1式1回	3 180	プロジェクター映写機(スクリーンを	1 式 1 回	3 240	

# 松本市公民館条例施行規則(昭和39年教育委員会規則第3号)新旧対照表

- 1   - 1   4 <u>  -</u>	>川公氏語朱例旭17 規則(咱和39午教育安貞云規則第3万/利印対思衣 								
		現行			改正後(案)				
別表第	1(第:	3条の2関係)			別表第1(第3条の2関係)				
		区分	単位	金額			区分	単位	金額
ホール	音響	スタンド付きマイク	1式1回	円	ホール	音響	スタンド付きマイク	1式1回	円
器具	照明	ステージ用スピーカー		4, 320	器具	照明	ステージ用スピーカー		4, 400
	器具	ボーダーライト				器具	ボーダーライト		
		アッパーホリゾントライト					アッパーホリゾントライト		
		ローワーホリゾントライト					ローワーホリゾントライト		
		サスペンションライト(フラッ					サスペンションライト(フラッ		
		ト・スポット)					ト・スポット)		
		シーリングライト					シーリングライト		
		フォロースポットライト					フォロースポットライト		
		客電(調光)					客電(調光)		
		CD・MD・DVDプレイヤー					CD・MD・DVD・BDプレイヤー	_	
		スポット付きパネル					スポット付きパネル		
	グラン	ノドピアノ	1台1回	3, 180	グランドピアノ   1台1回   3,24		3, 240		
	所作台		1式1回	3, 180	D 所作台 1式1回 <u>3,</u>		3, 240		
	プロシ	ジェクター映写機	1台1回	3, 180	プロジェクター映写機 1 台1 回 3,		3, 240		
	1 6 3	: リ映写機	1式1回	2, 670	16ミリ映写機 1式1回 2,		2, 720		
	平台		1式1回	1, 020		平台		1式1回	1, 040

 	<b>公羽目</b>	1式1回		6 1 0
į	<b>寺込み電気機器</b>	1 Kw 1 回		5 1 0
J.	展示パネル	1枚1目		100
会議室	スライド映写機	1台1回	1,	020
等器具	ポータブルプロジェクター	1台1回	1,	020
	書画カメラ	1台1回	1,	020
	マイク付きポータブルアンプ	1式1回	1,	020
	CD・MD・DVDプレイヤー	1台1回	1,	020
	音響装置	1式1回	1,	5 4 0
	アップライトピアノ	1台1回	1,	020
į	電子ピアノ	1台1回	1,	5 4 0
‡	<b>時込み電気機器</b>	1 kw 1 回		5 1 0

#### 備考

- 1 1回とは、条例別表第1第1号に定める午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。
- 2 この表に掲げる器具(展示パネルを除く。)を条例別表第1第1号 に定める午前~午後、午後~夜間又は全日について使用する場合 の使用料は、次のとおりとする。

区分	金額
午前~午後又は午後~	1回当たりの使用料をそれぞれ加算した額の10
夜間	0分の95に相当する額
全日	1回当たりの料金をそれぞれ加算した額の100

	松羽目	1式1回	620
	持込み電気機器	1 Kw 1 回	520
	展示パネル	1枚1目	100
会議室	スライド映写機	1台1回	1, 040
等器具	ポータブルプロジェクター	1台1回	1, 040
	書画カメラ	1台1回	1, 040
	マイク付きポータブルアンプ	1式1回	1, 040
	CD・MD・DVD・BDプレイヤー	1台1回	1, 040
	音響装置	1式1回	1, 570
	アップライトピアノ	1台1回	1, 040
	電子ピアノ	1台1回	1, 570
	持込み電気機器	1 kw 1 回	520

#### 備考

- 1 1回とは、条例別表第1第1号に定める午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。
- 2 この表に掲げる器具(展示パネルを除く。)を条例別表第1第1号 に定める午前~午後、午後~夜間又は全日について使用する場合 の使用料は、次のとおりとする。

区分	金額
午前~午後又は午後~	1回当たりの使用料をそれぞれ加算した額の10
夜間	0分の95に相当する額
全日	1回当たりの料金をそれぞれ加算した額の100

## 分の90に相当する額

3 前項の規定において算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

#### 別表第2(第3条の2関係)

区分	単位	金額
ストーブ(大)	1台1回	<mark>円</mark>
		460
ストーブ(小)		3 0 0

備考 1回とは、条例別表第2第3号に定める午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。

# 分の90に相当する額

3 前項の規定において算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

#### 別表第2(第3条の2関係)

区分	単位	金額
ストーブ(大)	1台1回	<u>円</u>
		470
ストーブ(小)		310

備考 1回とは、条例別表第2第3号に定める午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。

松本市図書館条例施行規則(昭和52年教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)			
松本市図書館条例施行規則	松本市図書館条例施行規則			
昭和52年3月31日 教育委員会規則第1号	昭和52年3月31日 教育委員会規則第1号			
最終改正 平成24年3月30日教育委員会規則第7号	最終改正 平成24年3月30日教育委員会規則第7号			
(目的)	(目的)			
第1条 この規則は、松本市図書館条例(昭和39年条例第41号。以下「条例」	第1条 この規則は、松本市図書館条例(昭和39年条例第41号。以下「条例」			
という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。	という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。			
(館内利用)	(館内利用)			
第2条 図書館資料(以下「資料」という。)を利用しようとするときは、所定の	第2条 館内で図書館資料(以下「資料」という。)を利用しようとする者は、所			
コーナーで利用しなければならない。ただし、事情により変更することができる。	定の場所で利用しなければならない。			
2 松本市中央図書館(以下「中央図書館」という。)には、次のコーナーを設け	2 <u>前項の資料を利用した者は、当該資料を所定の書架またはカウンターに返却し</u> なければならない。			
る。 (4) 旧在団まっ				
(1) 児童図書コーナー	【削除】			
(2) 一般図書コーナー	【削除】			
(3) 郷土資料等閲覧コーナー	【削除】			
(4) <b>学習コーナー</b>	【削除】			
(5) 社会人専用学習コーナー	【削除】			
(6) インターネット専用コーナー	【削除】			
(7) パソコン専用コーナー	【削除】			
(8) マイクロフィルム閲覧コーナー	【削除】			
(個人貸出)	(個人貸出)			
第3条 資料の個人貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当	第3条 資料の個人貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当			

する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事業所等に通勤し、又は市内の学校(各種学校等を含む。)に通学する者
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が特に認めた者
- 2 資料の個人貸出しを受けようとする者は、松本市図書館利用登録カード交付申請書(様式第1号。以下「図書館カード申請書」という。)に本人の身分を証明するもの(身分証明書、学生証、運転免許証、健康保険証等)を添え、教育委員会に提出し、登録をしなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであること並びに図書館カード申請書に記載されている事項その他必要事項について確認し、適当と認めたときは、松本市図書館利用登録カード(様式第2号。以下「図書館カード」という。)を当該申請者に対して直接交付するものとする。
- 4 図書館カードの有効期間は、図書館カードの交付を受けた日から3年間とする。
- 5 図書館カードは、個人貸出し利用の都度、資料とともに提出しなければならない。
- 6 資料の個人貸出しは、1人 10冊(点)までとする。ただし、10冊(点)の うち<u>AV資料</u>は5点までとし、そのうちビデオ資料は1点までとする。
- 7 同一資料の個人貸出期間は、2週間以内とする。ただし、AV資料は1週間以内とする。
- 8 教育委員会は、貸出期間延長の申出があったときは、予約された資料である場合を除き、2週間以内に限りこれを認めることができる。

する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事業所等に通勤し、又は市内の学校(各種学校等を含む。)に通学する 者
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が特に認めた者
- 2 資料の個人貸出しを受けようとする者は、<u>松本市図書館利用者カード交付申請書</u> 書(様式第1号。以下「<u>利用者カード申請書</u>」という。)に本人の身分を証明するもの(身分証明書、学生証、運転免許証、健康保険証等)を添え、教育委員会に提出し、登録をしなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであること並びに<u>利用者カード申請書</u>に記載されている事項その他必要事項について確認し、適当と認めたときは、<u>松本市図書館利用者カード</u>(様式第2号。以下「<u>利用者カード</u>」という。)を当該申請者に対して直接交付するものとする。
- 4 <u>利用者カード</u>の有効期間は、<u>利用者カード</u>の交付を受けた日から3年間とする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。
- 5 <u>利用者カード</u>は、個人貸出し利用の都度、資料とともに提出しなければならない。
- 6 資料の個人貸出しは、1人<u>10冊(点)までとし、</u>10冊(点)のうち<u>視聴覚</u> <u>資料</u>は5点まで、そのうち<u>映像資料は3点</u>までとする。<u>ただし、教育委員会が特</u> <u>に認めたときは、この限りでない。</u>
- 7 同一資料の個人貸出期間は、2週間以内とする。
- 8 教育委員会は、貸出期間延長の申出があったときは、予約された資料<u>または視聴覚資料</u>である場合を除き、2週間以内に限り<u>1回のみ</u>これを認めることができる。<u>ただし、貸出期限後の申出の場合は貸出日から4週間を限度とする。</u>

- 9 個人貸出しを受けた資料は、これを他に転貸してはならない。
  - (図書館カードの取扱い)
- 第3条の2 図書館カードを利用できる者は、当該図書館カードの交付を受けた者 (以下「登録者」という。)本人に限るものとする。
- 2 登録者は、図書館カードの有効期間中に住所、氏名等に変更を生じたとき又は カードを亡失したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 3 登録者は、図書館カードを亡失し、又は汚損したときは、図書館カード申請<u>書</u> の提出により、図書館カードの再交付を受けることができるものとする。
- 4 前項の規定により図書館カードの再交付を受けようとする者は、再交付に係る 実費相当額100円を図書館カード申請書提出の際に納入しなければならない。 ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。
- 5 教育委員会は、登録者が図書館カードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は 不正に使用したときは、当該図書館カードを無効とし、不正に使用した者には図 書館カードを交付しないことができる。

(個人貸出しの停止)

- 第3条の3 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、個人 貸出しを停止することができる。
- (1) 前 2 条の規定に違反したとき。
- (2) 個人貸出資料の返還を怠り、督促を受けてもなお返還しないとき。
- (3) 条例第7条の規定による弁償が完了しないとき。

(個人貸出資料の予約)

第3条の4 登録者は、個人貸出しを希望する資料がないときは、資料予約(リクエスト)カード(様式第3号)により、貸出しを予約することができる。

- 9 個人貸出しを受けた資料は、これを他に転貸してはならない。
  - (<u>利用者カード</u>の取扱い)
- 第3条の2 <u>利用者カード</u>を利用できる者は、当該<u>利用者カード</u>の交付を受けた者 (以下「登録者」という。)本人に限るものとする。<u>ただし、教育委員会が特に</u> 認めたときは、この限りでない。
- 2 登録者は、<u>利用者カード</u>の有効期間中に住所、氏名等に変更を生じたとき又は カードを亡失したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 3 登録者は、<u>利用者カードを亡失し、又は汚損したときは、利用者カード申請書</u> の提出により、利用者カードの再交付を受けることができるものとする。
- 4 前項の規定により<u>利用者カード</u>の再交付を受けようとする者は、再交付に係る 実費相当額100円を<u>利用者カード申請書</u>提出の際に納入しなければならない。 ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。
- 5 教育委員会は、登録者が<u>利用者カード</u>を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は 不正に使用したときは、当該<u>利用者カード</u>を無効とし、不正に使用した者には<u>利</u> 用者カードを交付しないことができる。

(個人貸出しの停止)

- 第3条の3 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、個人 貸出しを停止することができる。
  - (1) 前 2 条の規定に違反したとき。
  - (2) 個人貸出資料の返還を怠り、督促を受けてもなお返還しないとき。
  - (3) 条例第7条の規定による弁償が完了しないとき。

(個人貸出資料の予約)

第3条の4 登録者は、個人貸出しを希望する資料がないときは、資料予約(リクエスト)カード(様式第3号) <u>及びインターネット</u>により、貸出しを予約することができる。

- 2 貸出しを予約することができる資料は、1人につき10冊(点)までとする。
- 3 教育委員会は、予約された資料の貸出しが可能になったときは、予約した者に「 対し通知し、希望する受取図書館に資料を配送するものとする。
- 4 予約資料の取置期間は、通知した日から起算して7日間とする。ただし、教育│4 予約資料の取置期間は、通知した日から起算して7日間とする。ただし、教育 委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(相談事務の回答)

- し、又は資料によって行わなければならない。
- 2 回答できない質問に対しては、他の諸機関等に照会し、回答することができる。 (受付を禁止する事項)
- すとみられる質問に対しては、受付をしてはならない。

(回答できない事項)

- し、資料の提供はこの限りでない。
- (1) 美術品、骨董品の鑑定及び評価
- 医療、健康相談
- (3) 法律相談
- (4) 身上相談
- 仮定又は将来の予測に関する問題
- 学校の宿題及び論文の作成
- (7) 懸賞問題
- (8) その他教育委員会が指定する事項

( 複写の利用手続き )

- 2 貸出しを予約することができる資料は、1人につき10冊(点)までとし、1 0冊(点)のうち視聴覚資料は5点まで、そのうち映像資料は3点までとする。
- 3 教育委員会は、予約された資料の貸出しが可能になったときは、予約した者に 対し通知し、希望する受取図書館に資料を配送するものとする。
- 委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(相談事務の回答)

- 第4条 業務上の参考とするための相談、読書相談等に対する回答は、資料を提供上第4条 業務上の参考とするための相談、読書相談等に対する回答は、資料を提供 し、又は資料によって行わなければならない。
  - 2 回答できない質問に対しては、他の諸機関等に照会し、回答することができる。 (受付を禁止する事項)
- 第5条 他人の生命、身体、名誉、財産等に損害を与え、又は社会に悪影響を及ぼ「第5条」他人の生命、身体、名誉、財産等に損害を与え、又は社会に悪影響を及ぼ すとみられる質問に対しては、受付をしてはならない。

(回答できない事項)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する質問には、回答を与えてはならない。ただ↓第6条 次の各号のいずれかに該当する質問には、回答を与えてはならない。ただ し、資料の提供はこの限りでない。
  - (1) 美術品、骨董品の鑑定及び評価
  - (2) 医療、健康相談
  - (3) 法律相談
  - (4) 身上相談
  - (5) 仮定又は将来の予測に関する問題
  - (6) 学校の宿題及び論文の作成
  - (7) 懸賞問題
  - (8) その他教育委員会が指定する事項

(複写の利用手続き)

- 第7条 資料の複写を希望する者は、松本市図書館資料複写申込書(様式第4号) によって申し込まなければならない。
- 2 複写を依頼した者は、実費を納めなければならない。

(複写の原則)

第8条 資料の複写は、中央図書館の所蔵する資料の一部分につき1人1部に限り 複写することができる。ただし、著作権者自身が申し込んだ資料の複写又は著作 権者の承諾書を添付して申し込んだ資料の複写をするとき及び著作権のない資 料を複写するときは、資料の全部を複写することができる。

(複写を禁止する資料)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する資料は、複写の申込みに応じない。
- (1) 寄託資料で寄託契約の条件によって複写の禁止を定めたもの
- (2) 複写により損傷を生ずるおそれがある資料
- (3) その他教育委員会が複写をすることが不適当と認めた資料

#### 第10条 削除

(団体用貸出文庫)

- 第11条 団体用貸出文庫の貸出しを受けようとする者は、団体貸出文庫利用申請書(兼利用者登録台帳)(様式第5号)によって申し込まなければならない。
- 2 団体用貸出文庫貸出し利用の申込みは、官公署、学校、会社、工場、町内会、町内公民館、青年団、婦人会、読書会、地域こども文庫その他 1 0 名以上の団体がその代表者によって行い、教育委員会は申込みを審査のうえ適当と認めたものに貸出しを許可する。
- 3 前項の許可を受けた団体の代表者に変更があったときは、速やかに団体貸出文庫利用申請書(兼利用者登録台帳)を教育委員会に提出するものとする。
- 4 第2項の許可の有効期間は、許可の日から許可の日の属する翌々年度の末日までとする。ただし、代表者が変更になった場合は、変更になった日の前日までと

- 第7条 資料の複写を希望する者は、松本市図書館資料複写申込書(様式第4号) によって申し込まなければならない。
- 2 複写を依頼した者は、実費を納めなければならない。

(複写の原則)

第8条 資料の複写は、中央図書館の所蔵する資料の一部分につき1人1部に限り 複写することができる。ただし、著作権者自身が申し込んだ資料の複写又は著作 権者の承諾書を添付して申し込んだ資料の複写をするとき及び著作権のない資 料を複写するときは、資料の全部を複写することができる。

(複写を禁止する資料)

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する資料は、複写の申込みに応じない。
- (1) 寄託資料で寄託契約の条件によって複写の禁止を定めたもの
- (2) 複写により損傷を生ずるおそれがある資料
- (3) その他教育委員会が複写をすることが不適当と認めた資料

#### 第10条 削除

(団体用貸出文庫)

- 第11条 団体用貸出文庫の貸出しを受けようとする者は、団体貸出文庫利用申請書(兼利用者登録台帳)(様式第5号)によって申し込まなければならない。
- 2 団体用貸出文庫貸出し利用の申込みは、官公署、学校、会社、工場、町内会、町内公民館、青年団、婦人会、読書会、地域こども文庫その他 1 0 名以上の団体がその代表者によって行い、教育委員会は申込みを審査のうえ適当と認めたものに貸出しを許可する。
- 3 前項の許可を受けた団体の代表者に変更があったときは、速やかに団体貸出文庫利用申請書(兼利用者登録台帳)を教育委員会に提出するものとする。
- 4 第2項の許可の有効期間は、許可の日から許可の日の属する翌々年度の末日までとする。ただし、代表者が変更になった場合は、変更になった日の前日までと

する。

- 5 同一資料の貸出期間は6カ月以内、貸出冊数は1回500冊(点)以内とし、 そのうち児童向け文庫の貸出期間は3カ月以内とする。ただし、教育委員会が必 要と認めたときは、この限りでない。
- 6 代表者は、貸出しを受けた資料に係る利用人員、利用冊数など利用状況を、必 要に応じ教育委員会に報告しなければならない。

( やまびこ文庫 )

- 第11条の2 やまびこ文庫の貸出しを受けようとする者は、やまびこ文庫利用申 請書(様式第6号)によって申し込まなければならない。
- 2 教育委員会は前項の申込みを受けたときは、審査のうえ適当と認めた者に貸出 しを許可するものとする。
- し、教育委員会が必要と認めたときは、次回の回収日まで期間を延長することが できる。

第12条 削除

第13条 削除

(館外利用を禁ずる資料)

- 第14条 次に掲げる資料は、館外の利用を禁ずる。
- (1) 貴重資料
- (2) 辞書、年鑑、図鑑、統計及び目録類
- (3) 新聞及び新刊雑誌
- (4) 郷土図書(2冊(点)以上あるものを除く。)
- (5) その他教育委員会が指定した資料
- 2 官公署、学校及び他の図書館から貸出閲覧の申込みがあったとき並びに教育委 │ 2 官公署、学校及び他の図書館から貸出閲覧の申込みがあったとき並びに教育委

する。

- 5 同一資料の貸出期間は6カ月以内、貸出冊数は1回500冊(点)以内とし、 そのうち児童向け文庫の貸出期間は3カ月以内とする。ただし、教育委員会が必 要と認めたときは、この限りでない。
- 6 代表者は、貸出しを受けた資料に係る利用人員、利用冊数など利用状況を、必 要に応じ教育委員会に報告しなければならない。

( やまびこ文庫 )

- 第11条の2 やまびこ文庫の貸出しを受けようとする者は、やまびこ文庫利用申 請書(様式第6号)によって申し込まなければならない。
- 2 教育委員会は前項の申込みを受けたときは、審査のうえ適当と認めた者に貸出 しを許可するものとする。
- 3 同一資料の貸出期間は、別に定める配本日から回収日までの期間とする。ただ │ 3 同一資料の貸出期間は、別に定める配本日から回収日までの期間とする。ただ し、教育委員会が必要と認めたときは、次回の回収日まで期間を延長することが できる。

第12条 削除

第13条 削除

(館外利用を禁ずる資料)

- 第14条 次に掲げる資料は、館外の利用を禁ずる。
  - (1) 貴重資料
  - (2) 辞書、年鑑、図鑑、統計及び目録類
  - (3) 新聞及び新刊雑誌
  - (4) 郷土図書(2冊(点)以上あるものを除く。)
  - (5) その他教育委員会が指定した資料
- 員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらずこれを許可することができ │ 員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらずこれを許可することができ

る。

(利用中の資料の返還)

第15条 教育委員会は、必要と認めたときには、利用者に対し利用中の資料を返し 還させることができる。

(損害の賠償)

第16条 教育委員会は、利用者が資料を亡失、汚損又はき損したときは、同等の「第16条 教育委員会は、利用者が資料を亡失、汚損又はき損したときは、同等の 資料又は時価相当の代金をもって賠償させることができる。

(寄贈、寄託)

- 第17条 中央図書館は資料の寄贈又は寄託を受けることができる。
- 2 寄贈又は寄託資料には、寄贈者又は寄託者の氏名及び受入年月日を記載して、 中央図書館の一般資料と同一の取扱いをすることができる。
- 3 寄託資料は、寄託者からの請求があったとき返還する。

(寄託資料に対する責任)

第18条 寄託資料について、天災事変その他避けられない理由による亡失、汚損|第18条 寄託資料について、天災事変その他避けられない理由による亡失、汚損 又はき損に対しては、教育委員会はその責任を負わない。

(補則)

第19条 この規則に定める事項のほか、必要な事項については、教育委員会が別 に定める。

附則

(略)

る。

(利用中の資料の返還)

第15条 教育委員会は、必要と認めたときには、利用者に対し利用中の資料を返 還させることができる。

(損害の賠償)

資料又は相当の対価をもって弁償させることができる。

(寄贈、寄託)

- 第17条 中央図書館は資料の寄贈又は寄託を受けることができる。
- 2 寄贈又は寄託資料には、寄贈者又は寄託者の氏名及び受入年月日を記載して、 中央図書館の一般資料と同一の取扱いをすることができる。
- 3 寄託資料は、寄託者からの請求があったとき返還する。

(寄託資料に対する責任)

又はき損に対しては、教育委員会はその責任を負わない。

(補則)

第19条 この規則に定める事項のほか、必要な事項については、教育委員会が別 に定める。

附則

(略)

様式第1号

様式名 「松本市図書館利用登録カード交付申請書」

次のとおり松本市図書館利用登録カードの交付を申請します。

申込区分「新規・再交付・更新・変更」

様式第2号 (略)

様式第3号

受取館「中央2F・中央1F・南部・あがたの森・<u>西部</u>・寿台・本郷・中山 ・島内・空港・梓川・波田・信大」

様式第4号~6号 (略)

様式第1号

様式名 「松本市図書館利用者カード交付申請書」

次のとおり松本市図書館利用者カードの交付を申請します。

申込区分「新規・再交付・更新・再登録」

様式第2号 (略)

様式第3号

受取館「中央2F・中央1F・南部・あがたの森・<u>鎌田</u>・寿台・本郷・中山 ・島内・空港・梓川・波田・信大」

様式第4号~6号 (略)

# 松本市美術館条例施行規則(平成13年教育委員会規則第12号)新旧対照表

	現行				改正後(	案)	
別表第2(第4条	の2関係)			別表第2(第4条	:の2関係)		
	区分	単位	金額		区分	単位	金額
多目的ホール	音響・視聴覚機器	1式1回	円 2,160	多目的ホール	音響・視聴覚機器	1式1回	円 2,200
講座室			1, 540	講座室			1, 570
版画室・暗室	版画制作・写真現像機 器		1, 020	版画室・暗室	版画制作・写真現像機 器		1, 040
企画展示室 常設展示室B 常設展示室C 市民ギャラリー A 市民ギャラリー B	スポットライト	1個1日	1 0 0	企画展示室 常設展示室B 常設展示室C 市民ギャラリー A 市民ギャラリー B 多目的パネル	スポットライト	1個1日	100
展示パネル		1枚1日	1 0 0	展示パネル		1枚1日	1 0 0
持込み電気機器		1 KW 1 回	5 1 0	持込み電気機器		1 KW 1 回	<u>5 2 0</u>

松本市教育文化センター条例施行規則(昭和58年教育委員会規則第18号)			
現行	改正後(案)		
(使用料の納付)	(使用料の納付)		
第4条 条例第9条に規定する使用料のうち、超過使用料及び備品使用	第4条 条例第9条に規定する使用料のうち、超過使用料及び備品使用		
料は、使用終了後直ちに納付しなければならない。	料は、使用終了後直ちに納付しなければならない。		
2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、	2 前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、		
この限りではない。	この限りではない。		
3 プラネタリウム <mark>、科学博物館及び山辺学校歴史民俗資料館</mark> を観覧し	3 プラネタリウムを観覧しようとする者は、観覧券の交付を受けなけ		
ようとする者は、観覧券の交付を受けなければならない。	ればならない。		
4 前項の規定により、観覧券の交付を受け観覧しようとするときは、	4 前項の規定により、観覧券の交付を受け観覧しようとするときは、		
観覧券を係員に提示し、その指示を受けなければならない。	観覧券を係員に提示し、その指示を受けなければならない。		
(専門委員会)	(専門委員会)		
第7条 教育文化センターの事業の充実と円滑な運営をはかるため、教	第7条 教育文化センターの事業の充実と円滑な運営をはかるため、教		
育文化センターに次に掲げる専門委員会(以下「委員会」という。)を置	育文化センターに次に掲げる専門委員会(以下「委員会」という。)を置		
<.	< ∘		
(1) 研修委員会	(1) 研修委員会		
(2) 視聴覚委員会	(2) 視聴覚委員会		
(3) 科学博物館委員会	(3) 科学博物館委員会		
<del>(4) 山辺学校歴史民俗資料館委員会</del>			
2 委員会は、次の者をもって構成する。	2 委員会は、次の者をもって構成する。		

- (1) 小・中学校教職員
- (2) 社会教育関係職員
- (3) その他特に教育委員会において必要と認めた者
- 3 委員会の委員の定数は次に掲げるとおりとし、委員は教育委員会が 委嘱する。
  - (1) 研修委員会 <del>10</del>人以内
  - (2) 視聴覚センター委員会 12人以内
  - (3) 科学博物館委員会 30人以内
  - (4) 山辺学校歴史民俗資料館委員会 18人以内
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会には必要に応じ部会を置くことができる。
- 6 委員会及び部会には、正副委員長及び正副部会長を置き、委員長は 委員会を、部会長は部会を主宰し、副委員長、副部会長はこれを補佐 する。
- 7 委員会及び部会は、必要に応じて委員長及び部会長が招集する。
- 8 委員会の事務局は、教育文化センター内に置く。

- (1) 小・中学校教職員
- (2) 社会教育関係職員
- (3) その他特に教育委員会において必要と認めた者
- 3 委員会の委員の定数は次に掲げるとおりとし、委員は教育委員会が 委嘱する。
  - (1) 研修委員会 18人以内
  - (2) 視聴覚センター委員会 12人以内
  - (3) 科学博物館委員会 30人以内
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員会には必要に応じ部会を置くことができる。
- 6 委員会及び部会には、正副委員長及び正副部会長を置き、委員長は 委員会を、部会長は部会を主宰し、副委員長、副部会長はこれを補佐 する。
- 7 委員会及び部会は、必要に応じて委員長及び部会長が招集する。
- 8 委員会の事務局は、教育文化センター内に置く。

# 別表第1(第3条の2関係)

	区分	単位	金額
視聴覚ホール	拡声装置(有線マイク2本付)	1式1回	円
			2, 050
	拡声装置有線マイク(追加分)	1本1回	5 1 0
	ボーダーライト	1式1回	<mark>5 1 0</mark>
	グランドピアノ	1台1回	4, 320
	ビデオプロジェクター	1式1回	3, 180
	VTRデッキ	1式1回	1, 020
	BD・DVDプレーヤー	1式1回	1, 020
	ワイヤレスアンプ(有線マイク 1	1式1回	1, 020
	本、ワイヤレスマイク 1 本)		
	コンセント	1回	5 1 0
	マイクスタンド(床上、卓上)	1個1回	100
会議室	ワイヤレスアンプ(有線マイク 1	1式1回	1, 020
	本、ワイヤレスマイク 1 本)		
	コンセント	1回	5 1 0
	マイクスタンド(床上、卓上)	1個1回	100

# 別表第1(第3条の2関係)

区分		単位	金額
視聴覚ホール	拡声装置(有線マイク2本付)	1式1回	<u>円</u>
			2, 090
	拡声装置有線マイク(追加分)	1本1回	520
	ボーダーライト	1式1回	520
	グランドピアノ	1台1回	4, 400
	ビデオプロジェクター	1式1回	3, 240
	VTRデッキ	1式1回	1, 040
	BD・DVDプレーヤー	1式1回	1, 040
	ワイヤレスアンプ(有線マイク 1	1式1回	1, 040
	本、ワイヤレスマイク 1 本)		
	コンセント	1回	520
	マイクスタンド(床上、卓上)	1個1回	100
会議室	ワイヤレスアンプ(有線マイク 1	1式1回	1, 040
	本、ワイヤレスマイク 1 本)		
	コンセント	1回	520
	マイクスタンド(床上、卓上)	1個1回	1 0 0

# 松本市あがたの森文化会館条例施行規則(昭和54年教育委員会規則第14号)新旧対照表

現行				改正後 (案)				
別表第1(第3条の2関係)				別表第1(第3条の2関係)				
区分		単位	金額	区分		単位	金額	
音響装置(ホール用)	マイク2本付	1式1回	円	音響装置(ホール用)	マイク2本付	1式1回	<u>円</u>	
			3, 180				3, 240	
音響装置(会議室用)	マイク2本付	1式1回	1, 540	音響装置(会議室用)	マイク2本付	1式1回	1, 570	
追加マイク	ワイヤレス	1本1回	820	追加マイク	ワイヤレス	1本1回	830	
	有線	1本1回	300		有線	1本1回	310	
ワイヤレスマイク	ポータブルアンプ	1台1回	1, 020	ワイヤレスマイク	ポータブルアンプ	1台1回	1,040	
オーディオプレイヤー		1台1回	<mark>5 1 0</mark>	オーディオプレイヤー 1台1回		520		
持込み電気機器		1 Kw 1 回	300	持込み電気機器		1 Kw 1 回	310	
フットライト	600W12灯 2	1式1日	5 1 0	フットライト	600W12灯 2	1式1目	5 2 0	
	台				台			
スポットライト	1000W 2台	1台1回	<mark>5 1 0</mark>	スポットライト	1000W 2台	1台1回	520	
サイドスポットライト	500W3灯 2台	1台1回	<mark>5 1 0</mark>	サイドスポットライト	500W3灯 2台	1台1回	520	
フォロースポットライト	650W 1台	1台1回	<mark>5 1 0</mark>	フォロースポットライト	650W 1台	1台1回	520	
ピアノ	外国製大型	1台1回	5, 340	ピアノ	外国製大型	1台1回	5, 440	
	大型	1台1回	3, 180		大型	1台1回	3, 240	
	その他	1台1回	1,020		その他	1台1回	1,040	
オルガン		1台1回	1,020	オルガン		1台1回	1,040	

スクリーン	映写機類持込	1台1回	5 1 0
ポータブルプロジェクター	スクリーンを含む	1台1回	1,020
ビデオ・DVDプレイヤー		1台1回	1,020
展示パネル	1 8 0 0 × 1 2 0 0	1枚1回	100

#### 備考

- 1 1回とは、条例別表第1号に定める午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。
- 2 この表に掲げる器具(展示パネルを除く。)を条例別表第1号に定める午前~午後、午後~夜間又は全日について使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

区分	金額
午前~午後又は午後~	1回当たりの料金をそれぞれ加算した額の100
夜間	分の95に相当する額
全日	1回当たりの料金をそれぞれ加算した額の100
	分の90に相当する額

3 前項の規定において算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

スクリーン	映写機類持込	1台1回	520
ポータブルプロジェクター	スクリーンを含む	1台1回	1,040
ビデオ・DVDプレイヤー		1 4 1 🗔	1 0 1 0
		1台1回	1, 040

#### 備考

- 1 1回とは、条例別表第1号に定める午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。
- 2 この表に掲げる器具(展示パネルを除く。)を条例別表第1号に定める午前~午後、午後~夜間又は全日について使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

区分	金額
午前~午後又は午後~	1回当たりの料金をそれぞれ加算した額の100
夜間	分の95に相当する額
全日	1回当たりの料金をそれぞれ加算した額の100
	分の90に相当する額

3 前項の規定において算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 松本市Mウイング文化センター条例施行規則(平成12年教育委員会規則第15号)新旧対照表

		現行					改正後 (案)		
別表第	1 (第 3	条の2関係)			別表第	1 (第 3	条の2関係)		
		区分	単位	金額			区分	単位	金額
ホール	音響	スタンド付きマイク	1式1回	<mark>円</mark>	ホール	音響	スタンド付きマイク	1式1回	<u>円</u>
器具	照明	ステージ用スピーカー		4, 320	器具	照明	ステージ用スピーカー		4, 400
	器具	ボーダーライト				器具	ボーダーライト		
		アッパーホリゾントライト					アッパーホリゾントライト		
		ローワーホリゾントライト					ローワーホリゾントライト		
		サスペンションライト(フラッ					サスペンションライト(フラッ		
		ト・スポット)					ト・スポット)		
		シーリングライト					シーリングライト		
		フォロースポットライト					フォロースポットライト		
		客電(調光)					客電(調光)		
		CD・MD・DVDプレイヤー					CD・MD・DVD・BDプレイヤー	-	
		スポット付きパネル					スポット付きパネル		
	グラン	·ドピアノ	1台1回	3, 180		グラン	ノドピアノ	1台1回	3, 240
	所作台		1式1回	3, 180		所作台		1式1回	3, 240
	プロジ	ジェクター映写機	1台1回	3, 180		プロシ	ジェクター映写機	1台1回	3, 240
	16 ミ	リ映写機	1式1回	2, 670		1 6 3	ミリ映写機	1式1回	2, 720
	平台		1式1回	1, 020		平台		1式1回	1, 040
	松羽目		1式1回	6 1 0		松羽目	1	1式1回	6 2 0

	持込み電気機器	1 Kw 1	5 1 0
		口	
	展示パネル	1枚1日	100
会議室	スライド映写機	1台1回	1, 020
等器具	ポータブルプロジェクター	1台1回	1, 020
	書画カメラ	1台1回	1, 020
	マイク付きポータブルアンプ	1式1回	1, 020
	$\mathrm{CD}\cdot\mathrm{MD}\cdot\mathrm{DVD}$ プレイヤー	1台1回	1, 020
	音響装置	1式1回	1, 540
	アップライトピアノ	1台1回	1, 020
	電子ピアノ	1台1回	1, 540
	持込み電気機器	1 kw 1 回	5 1 0

#### 備考

- 1 1回とは、条例別表第1号に定める午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。
- 2 この表に掲げる器具(展示パネルを除く。)を条例別表第1号に定める午前~午後、午後~夜間又は全日について使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

区分	金額		
午前~午後又は午後~夜	1回当たりの使用料をそれぞれ加算した額の1		
間	00分の95に相当する額		
全日	1回当たりの料金をそれぞれ加算した額の10		

	持込み電気機器	1 Kw 1	520
r		回	
	展示パネル	1枚1日	100
会議室	スライド映写機	1台1回	1, 040
等器具	ポータブルプロジェクター	1台1回	1, 040
	書画カメラ	1台1回	1, 040
1	マイク付きポータブルアンプ	1式1回	1, 040
1	CD・MD・DVD・BDプレイヤー	1台1回	1, 040
	音響装置	1式1回	1, 570
1	アップライトピアノ	1台1回	1, 040
1	電子ピアノ	1台1回	1, 570
	持込み電気機器	1 kw 1 回	520

#### 備考

- 1 1回とは、条例別表第1号に定める午前・午後・夜間をそれぞれ単位とする。
- 2 この表に掲げる器具(展示パネルを除く。)を条例別表第1号に定める午前~午後、午後~夜間又は全日について使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

区分	金額
午前~午後又は午後~夜	1回当たりの使用料をそれぞれ加算した額の1
間	00分の95に相当する額
全日	1回当たりの料金をそれぞれ加算した額の10

0分の9	0.0	7 +D	业十	フ 安石
リガのと	101	一個	<b>∃</b> 19	つ領

3 前項の規定において算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 0分の90に相当する額

3 前項の規定において算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 松本市ふれあいパーク乗鞍条例施行規則(平成17年教育委員会規則第11号)新旧対照表

Đ	見行		改正	E後(案)	
別表第3(第6条関係)			別表第3(第6条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
陶芸窯	1回	<mark>円</mark>	陶芸窯	1回	<u>円</u>
		3, 080			3, 140
土練機		1, 020	土練機		1, 040
プロジェクター		1, 020	プロジェクター		1, 040
音響機器(一式)		1, 020	音響機器(一式)		1, 040
そば打ち道具(一式)		1, 020	そば打ち道具(一式)		1, 040
備考 営業のため、又は市民以外	若しくはそ	その半数以上が市民以外の	備考 営業のため、又は市民以	外若しくはそ	その半数以上が市民以外の
者で構成される団体等が使用する場合の金額は、当該区分に定める			者で構成される団体等が使用する場合の金額は、当該区分に定める		
額の100分の200に相当す	る額とする	, ) <sub>0</sub>	額の100分の200に相当する額とする。		

#### 松本市同和教育集会所条例施行規則(昭和55年教育委員会規則第12号)新旧対照表

瑪	行	改正後(案)
(樣式第1号)		樣式第1号(第2条関係)
松本市教育委員会殿	除所利用許可申請書 昭和 年 月 日 住 所	係     係     館     機本市同和教育集会所利用許可申請書     受付       許可番号     付
	申請者 (TEL - ) 氏名 印	年 月 日 (あて先)松本市教育委員会
松本市同和教育集会所の利用について、次の		住所
利用室名     学習室       利用団体名		申請者 (TEL - ) 氏 名
利用目的		サナナ 同和 お 存住 人 年 の 利田 に つ い マー と の し わ は 中 幸 し ナナ
	午前       時 分から       午後	松本市同和教育集会所の利用について、次のとおり申請します。 利用室名 学習室 談話室
利用日時 昭和 年 月 日	午前 時 分まで	利用団体名
	<u>午後</u> 名	利用目的
利用人員		
備考		年 月 日
上記について、許可、不許可	起案年月日日	
としてよろしいでしようか。	決裁年月日・・・・	上 生前
決 裁 係長 課長	- 指令年月日 ・・・	年 月 日 時 分まで 午後
	- 指 令 番 号 第 号	利用人員名
	契   印	備考
J400-6 B5 中55		

(様式第2号)				樣式第2号(第	第2条関係)						
	松本市教育委員会指令第	号	松本市同和教育集会所利用許可書								
松本市同和教育集会所	利用許可書							許可番号			]
	住 所 氏 名								所名		
昭和 年 月 日づけ松本市同和教育集会所 します。 昭和 年 月 日	F利用許可申請について、次のと	おり許可		おり許可します	手 月ず。	日づ	け松る			月許可申	請について、次のと
	松本市教育委員会	(EI)			年 月	日				松本市	教育委員会
利 用 室 名 学 習 室	監談話室			利用室名	学	習室			談話	室	
利用団体名				利用団体名							
利用目的				利用目的							
利用日時昭和年月日	午前 時 午後 午前 時 午後	分から 分まで		利用日時		年 ~	月	日	午前午後	時	うまで
利 用 人 員	名					-	_		午前		
許 可 条 件 松本市同和教育集会所条例及び同	条例施行規則を遵守すること。					年	月	日		時	分まで
J400-7 B5 中55									午後		
				利用人員					名		
				許可条件	松本市同和	教育集会所	听条例	 列及び同条例	  施行規則を	遵守する	 ること。

教育委員会資料 31.3.22 学校指導課

## 議案第 7 号

長野県スクールソーシャルワーカーの市教育委員会派遣に係る覚書の締結について

1 趣旨

平成31年度から長野県スクールソーシャルワーカー(以下 SSWという) 2名が市教育委員会に駐在することについて、長野県教育委員会と覚書を交わす ものです。

- 2 経過
  - 30.12 長野県教育委員会心の支援課よりSSW駐在について説明
  - 31. 1 SSW派遣について希望調査
    - 3 長野県教育委員会 心の支援課より決定通知
- 3 県SSW配置に関する主な内容
  - (1) 県SSW2名を市教育委員会に駐在させるもの。

期間:4月1日~3月31日まで

- (2) 小・中学校への派遣は市教育委員会が命じることができるもの。
- (3) 児童生徒を支援するため市教育委員会が必要とする業務に従事させることができる。
- 4 長野県教育委員会との覚書 別紙のとおり
- 5 適用

平成31年4月1日より



担当 学校指導課課長 横田 則雄

電話 33-4397

## 長野県スクールソーシャルワーカー市教育委員会派遣に係る 松本市教育委員会と長野県教育委員会との連携に関する覚書

松本市教育委員会と長野県教育委員会は、長野県教育委員会が行う長野県スクールソーシャルワーカー(以下「県SSW」という。)を松本市教育委員会に派遣する事業(以下「SSW市教委派遣」という。)において連携・協力するため、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、両機関がSSW市教委派遣の実施について相互に協力し、もって学校及び地域に おける教育及び子ども福祉の充実・発展に寄与すること目的とする。

(任用等)

- 第2条 SSW市教委派遣の実施にあたり県SSWの任用等について以下の様に定める。
  - (1) 任用は長野県教育委員会が行い、教育事務所に配置し、松本市教育委員会に派遣する。
  - (2) 松本市教育委員会は、派遣された県SSWを受け入れる。
  - (3) 派遣された県SSWは、長野県教育委員会の特別職の非常勤職員と松本市教育委員会の特別職の非常勤職員の身分を併せ持つ。
  - (4) 服務の監督は長野県教育委員会が行うものとし、SSWが松本市教育委員会の指定する業務に従事する間の服務監督の一部を松本市教育委員会へ委嘱する。

(業務)

- 第3条 県SSWは、派遣された松本市教育委員会において、児童生徒の置かれている環境の改善、関係機関とのネットワークの構築、学校内におけるチーム支援体制の構築、保護者や教職員への支援や、松本市教育委員会が必要と認める業務を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、長野県教育委員会が必要と認める業務がある場合は、協議の上、長野県 教育委員会が業務の割り振りを調整する。

(報酬、費用弁償及び経費)

- 第4条 両機関における県SSWに係る必要な費用については以下の様に定める。
  - (1) SSWの報酬及び費用弁償については、長野県教育委員会が負担する。
  - (2) (1)以外の必要経費については松本市教育委員会が負担する。

(有効期間)

- 第5条 本覚書は覚書締結の日から発効し、有効期間は平成32年(2020年)3月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本覚書の有効期間の終了する日の3月前までに、両機関のいずれかから本覚書を継続しない旨の申し出がない場合には、本覚書の当初の有効期間終了後1年間は覚書の効力が継続するものとし、以降においても同様とする。

(個人情報の保護)

第6条 両機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、本覚書による事務の実施に当たっては、個人の 権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(細目)

- 第7条 この覚書に定める事項についての詳細については、市教育委員会派遣スクールソーシャルワーカー実施要綱によるものとする。
- 2 この覚書及び市教育委員会派遣スクールソーシャルワーカー実施要綱(次項において「覚書等」という。)について疑義が生じた場合又は覚書等に定めのない事項について定める必要がある場合は、 その都度両機関が協議して定めるものとする。

上記覚書の締結を証するため本覚書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年3月日

松本市教育委員会教育長 赤羽 郁夫 長野県教育委員会教育長 原山 隆一

教育委員会資料 31.3.22 生涯学習課

#### 議案第 8 号

## 松本市キャリア教育推進協議会設置要綱の廃止について

#### 1 趣旨

松本市キャリア教育推進協議会(以下「協議会」という。)を発展的に解消することに伴い、協議会設置要綱(平成19年教育委員会告示第12号)を廃止することについて協議するものです。

## 2 経過

- (1) 協議会は平成19年に設置され、特に義務教育段階の子どもたちが望ましい職業観・勤労観を身につけ、将来、社会で自立して生きる力を育むことを目指し、学校と地域の双方向から、キャリア教育を推進してきました。
- (2) 協議会設置から12年が経過する中で、子どもプレイパーク、子ども地域チャレンジ、子ども参観日などの事業を通して、子どもたちが自ら考えて主体的に活動する社会参加の場が広がり、地域や企業においても、子どもたちを社会の一員として迎え入れる意識が広がり、一定の成果を収めることができました。

#### 3 廃止理由

キャリア教育は対象の年代を広げて、地域、職場とのつながりを更に強めて、充実・発展させる新たなステージの展開が求められていますので、既存事業を見直し、協議会を発展的に解消するものです。

### 4 施行期日

平成31年4月1日

## 5 設置要綱

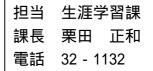
別紙のとおり

## 6 協議会提言書の提出について(別冊参照)

協議会が発展的に解消するに当たり、「今後の松本市におけるキャリア教育の在り方に関する提言書」を作成し、教育委員会宛提出することとなったものです。

## 7 今後の進め方

- (1) 平成30年度から始まった学校と地域が連携・協働しながら学校づくり、地域づくり を進める「松本版コミュニティスクール」を核に、学校及び公民館の連携を強化して、 地域参加や職業体験ができる仕組みづくりを総合的に進めていきます。
- (2) 提言書の内容を検討し、今後のキャリア教育施策に生かします。





#### ○松本市キャリア教育推進協議会設置要綱

平成19年4月25日

教育委員会告示第12号

改正 平成21年3月31日教育委員会告示第5号 平成29年4月26日教育委員会告示第13号

(目的)

第1条 この要綱は、本市における児童生徒一人ひとりの勤労観と職業観を育むキャリア教育の推進を図るため、松本市キャリア教育推進協議会(以下「協議会」という。) を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。
  - (1) キャリア教育推進計画の策定及び進行管理に関すること。
  - (2) キャリア教育推進体制に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、キャリア教育の推進に必要な事項 (組織)
- 第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
  - (1) 有識者
  - (2) 産業関係者
  - (3) 地域関係者
  - (4) 教育関係者
  - (5) 行政関係者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会は会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務める。 (庶務)
- 第7条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。 (補則)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則
  - この告示は、平成19年5月1日から施行する。 附 則(平成21年3月31日教育委員会告示第5号)
  - この告示は、平成21年4月1日から施行する。
    - 附 則(平成29年4月26日教育委員会告示第13号)
  - この告示は、平成29年5月1日から施行する。

教育委員会資料 31.3.22 文 化 財 課

## 議案第 9 号

## 松本市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

## 1 趣旨

市登録文化財制度の新設に伴う松本市文化財保護条例の改正に合わせて、施行規則の一部を改正をするものです。

## 2 概要

市登録文化財の登録に必要な登録基準と登録書について規定するものです。

- 3 施行規則改正の主な内容
  - (1) 登録基準(第4条別表3)

松本市近代遺産登録要綱(平成29年告示第82号)に基づき松本市近代遺産 として登録された建造物のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- ア 歴史的景観に寄与しているもの
- イ 造形の規範となっているもの
- ウ 再現することが容易でないもの
- (2) 登録書(第4条)と登録台帳(第6条)の様式追加
- 4 添付資料

新旧対照表 別紙のとおり

担当 文化財課

課長 大竹 永明

電話 34-3292



## 松本市文化財保護条例施行規則(昭和51年教育委員会規則第13号)新旧対照表

松平印义化别休谖米例她们规则(哈仲31 中教育安貞云规則第13 5/利印》	m-24			
現行	改正後 (案)			
○松本市文化財保護条例施行規則	○松本市文化財保護条例施行規則			
昭和51年8月28日	昭和51年8月28日			
教育委員会規則第13号	教育委員会規則第13号			
改正 平成 7年 3月28日教育委員会規則第 2号	改正 平成 7年 3月28日教育委員会規則第 2号			
平成17年 3月31日教育委員会規則第29号	平成17年 3月31日教育委員会規則第29号			
平成20年11月20日教育委員会規則第15号	平成20年11月20日教育委員会規則第15号			
(目的)	(目的)			
第1条 この規則は、松本市文化財保護条例(昭和51年条例第41号。	第1条 この規則は、松本市文化財保護条例(昭和51年条例第41号。			
以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目	以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目			
的とする。	的とする。			
(指定基準及び指定書の交付)	(指定基準及び指定書の交付)			
第2条 条例第3条の規定による指定は、別表第1の指定基準によって	第2条 条例第3条の規定による指定は、別表第1の指定基準によって			
行うものとする。	行うものとする。			
2 前項の規定により指定を行う場合は、松本市文化財指定書(様式第1	2 前項の規定により指定を行う場合は、松本市文化財指定書(様式第1			
号)を当該文化財の所有者(権限に基づく占有者を含む。以下同じ。)、	号)を当該文化財の所有者(権限に基づく占有者を含む。以下同じ。)、			
保持者又は保存団体(指定文化財を保存することを主たる目的とする団	保持者又は保存団体(当該文化財を保存することを主たる目的とする団			
体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)に交付するものとす	体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)に交付するものとす			
<b>る。</b>	る。 			
(選定基準及び選定書の交付)	(選定基準及び選定書の交付)			

- 第3条 条例第4条の規定による選定は、別表第2の選定基準によって 行うものとする。
- 2 前項の規定により選定を行う場合は、松本市選定保存技術選定書(様式第2号)を当該選定保存技術の保持者又は保存団体(選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)に交付するものとする。

#### (認定基準及び認定書の交付)

- 第4条 条例第7条第2項の規定による認定は、別表第1及び別表第2 の認定基準によって行うものとする。
- 2 前項の規定により認定を行う場合は、松本市指定文化財(選定保存技術)保持者(保存団体)認定書(様式第3号)を保持者又は保存団体に交付するものとする。

(台帳の作成)

第5条 条例第3条又は第4条の規定により指定又は選定を行った場合 には、様式第4号に定める台帳を作成するものとする。

(届出書等)

- 第3条 条例第4条の規定による選定は、別表第2の選定基準によって 行うものとする。
- 2 前項の規定により選定を行う場合は、松本市選定保存技術選定書(様式第2号)を当該選定保存技術の保持者又は保存団体(選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)に交付するものとする。

#### (登録基準及び登録書の交付)

- 第4条 条例第6条の規定による登録は、別表第3の登録基準によって 行うものとする。
- 2 前項の規定により登録を行う場合は、松本市登録文化財登録書(様 式第2号の2)を当該文化財の所有者、保持者又は保存団体に交付す るものとする。

(認定基準及び認定書の交付)

- 第5条 条例第8条第2項の規定による認定は、別表第1及び別表第2 の認定基準によって行うものとする。
- 2 前項の規定により認定を行う場合は、松本市指定文化財(選定保存技術)保持者(保存団体)認定書(様式第3号)を保持者又は保存団体に交付するものとする。

(台帳の作成)

第6条 条例第3条、第4条又は第6条の規定により指定、選定又は登録を行った場合には、様式第4号に定める台帳を作成するものとする。

(届出書等)

- 第6条 次の各号に掲げる届出、申請及び許可の様式は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
  - (1) 条例第10条第3項に規定する届出 松本市指定文化財管理 責任者選任(解任)届(様式第5号)
  - (2) 条例第11条第1項に規定する届出 松本市指定文化財所有 者変更届(様式第6号)
  - (3) 条例第11条第2項に規定する届出 松本市指定文化財所有 者(管理責任者)、選定保存技術保持者(保存団体)、氏名(名称、住所) 変更届(様式第7号)
  - (4) 条例第12条に規定する届出 松本市指定文化財滅失(き損、 亡失、盗難)届(様式第8号)
  - (5) 条例第13条に規定する届出 松本市指定文化財所在場所変 更届(様式第9号)
  - (6) 条例第14条に規定する許可申請及び許可 松本市指定文化 財現状変更等許可申請書(様式第10号)及び松本市指定文化財現状 変更等許可書(様式第11号)
  - (7) 条例第14条に規定する届出 松本市指定文化財現状変更届 (様式第12号)
  - (8) 条例第15条に規定する届出 松本市指定文化財修理届(様式 第13号)

(届出を要しない所在の変更等)

第7条 条例第13条ただし書に規定する届出を要せず、又は変更後に │ 第8条 条例第15条ただし書に規定する届出を要せず、又は変更後に

- 第7条 次の各号に掲げる届出、申請及び許可の様式は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
  - (1) 条例第12条第3項に規定する届出 松本市指定等文化財管 理責任者選任(解任)届(様式第5号)
  - (2) 条例第13条第1項に規定する届出 松本市指定等文化財所 有者変更届(様式第6号)
  - (3) 条例第13条第2項に規定する届出 松本市指定等文化財所 有者(管理責任者)、選定保存技術保持者(保存団体)、氏名(名称、住所) 変更届(様式第7号)
  - (4) 条例第14条に規定する届出 松本市指定等文化財滅失(き損、 亡失、盗難)届(様式第8号)
  - (5) 条例第15条に規定する届出 松本市指定等文化財所在場所 変更届(様式第9号)
  - (6) 条例第16条に規定する許可申請及び許可 松本市指定文化 財現状変更等許可申請書(様式第10号)及び松本市指定文化財現状 変更等許可書(様式第11号)
  - (7) 条例第16条に規定する届出 松本市指定等文化財現状変更 届(様式第12号)
  - (8) 条例第17条に規定する届出 松本市指定等文化財修理届(様 式第13号)

(届出を要しない所在の変更等)

届け出ることをもって足りる指定文化財の所在の場所の変更は、非常 災害のため緊急措置として所在の場所を変更する場合とする。

(届出をもって足りる維持の措置の範囲)

- 第8条 条例第14条第2項に規定する届出をもって足りる維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 指定文化財がき損するおそれがある場合において、当該文化 財を保存するための補強の措置をとる場合
  - (2) 指定文化財がき損し、又は衰亡している場合において、当該 き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をとる場合 附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 松本市文化財保護条例施行規則(昭和31年教育委員会規則第18号)は、廃止する。

附 則(平成7年3月28日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日教育委員会規則第29号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月20日教育委員会規則第15号) この規則は、公布の日から施行する。 届け出ることをもって足りる指定等文化財の所在の場所の変更は、非 常災害のため緊急措置として所在の場所を変更する場合とする。

(届出をもって足りる維持の措置の範囲)

- 第9条 条例第16条第2項に規定する届出をもって足りる維持の措置 の範囲は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 指定文化財がき損するおそれがある場合において、当該文化 財を保存するための補強の措置をとる場合
  - (2) 指定文化財がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をとる場合

附則

(施行期日)

1 この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 松本市文化財保護条例施行規則(昭和31年教育委員会規則第18号)は、廃止する。

附 則(平成7年3月28日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日教育委員会規則第29号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月20日教育委員会規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 別表第1(第2条、第4条関係) 別表第2(第3条、第4条関係)

松	選定基準	認定基準
本	下記のうちこの地方にとって、	
市	特に保存措置を講ずる必要のある	
選	もの	
定	(保持者)	
保	選定保存技術に選定される技術	
存	又は技能を正しく体得し、かつ、	
技	これに精通している者	
術	(保存団体)	
	選定保存技術に選定される技術	
	又は技能を保存することを主たる	
	目的とする団体で、当該技術又は	
	技能の保存上適当と認められる事	
	業を行うもの	

附 則(平成 年 月 日教育委員会規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条、第5条関係)

別表第2(第3条、第5条関係)

松	選定基準	認定基準
本	下記のうちこの地方にとって、	#U/Car
11.	特に保存措置を講ずる必要のある	
選	もの	
	80)	(A
定		(保持者)
保		選定保存技術に選定される技術
存		又は技能を正しく体得し、かつ、
技		これに精通している者
術		(保存団体)
		選定保存技術に選定される技術
		又は技能を保存することを主たる
		目的とする団体で、当該技術又は
		技能の保存上適当と認められる事
		業を行うもの

中略

別表第3(第5条関係)

区		種別		登録基準
分				
松	1	建造物	<	〈登録基準>
本			朼	公本市近代遺産登録要綱(平成29
市				年告示第82号)に基づき松本市
登				近代遺産として登録された建造
録				物のうち、次の各号のいずれかに
文				該当するもの
化			1	歴史的景観に寄与しているもの
財			2	造形の規範となっているもの
			3	再現することが容易でないもの

年 月 日

樣

松本市教育委員会

## 松本市登録文化財登録書

松本市文化財保護条例第6条の規定により、下記の文化財を松本市文化財台 帳に登録します。

記

- 1 名称
- 2 概要

所有者	所有者の住所	所在の場所	備考

## (注意)

- 1 登録が抹消になったときは、この登録書を返付してください。
- 2 次の場合は、この登録書を添えて松本市教育委員会に届け出てください。
  - (1) 所有者を変更したとき。
  - (2) 所有者がその住所、氏名又は名称を変更したとき。
  - (3) 所在の場所を変更したとき。
  - (4) 現状変更により記載内容と相違したとき。
- 3 この登録書は、汚損しないように大切に保管してください。

# 様式第4号(7)(第6条関係)

			松本市登録文化財(建造物)
名		称	
員		数	
登鈕	渌年月	日	
所	在場	所	
所有	氏 (名和	名 尔)	
者	住	所	
管理責	氏	名	
責 任 者	住	所	
構規規	成、形⋾	式、 模	
建	築年	代	
創沿	建及	び 革	
登	録 理	由	
そ	札、墨 の 考資	他	

教育委員会資料 31.3.22 文 化 財 課

## 議案第 10 号

松本市南・西外堀整備研究専門員設置要綱の廃止について

1 趣旨

平成30年度行政改革における組織見直しに伴い、標記要綱を廃止するものです。

- 2 経過
  - H 2 9 . 3 . 3 1 松本市南・西外堀整備研究専門員設置要綱の施行 (平成 2 9年 3 月 3 1 日松本市教育委員会告示第 1 1 号)
    - 30.11. 7 行政改革推進会議において文化財課南・西外堀整備担当の廃止決定
- 3 施行期日 平成31年4月1日
- 4 廃止する設置要綱 別紙(裏面)のとおり

担当 文化財課 課長 大竹 永明 電話 34-3292



松本市南・西外堀整備研究専門員設置要綱

平成 29 年 3 月 31 日 教育委員会告示第 11 号

(目的)

第1条 この要綱は、松本城南・西外堀の復元整備を推進するため、専門的な知識に基づいた調査研究に携わる松本市南・西外堀整備研究専門員(以下「研究専門員」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 研究専門員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号 に規定する非常勤の特別職とする。

(職務)

- 第3条 研究専門員は、次の職務を担任する。
  - (1) 松本城南・西外堀の専門的な発掘及び調査研究に関する職務
  - (2) 松本城南・西外堀を含む史跡松本城の普及公開に関する職務
- (3) その他教育委員会の指示する松本城南・西外堀の整備に関する職務(定数及び任用)
- 第4条 研究専門員の定数は1人とし、教育委員会が任用する。

(任用期間)

第5条 研究専門員の任用期間は、1年以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、勤務成績が良好な者について当該1年以内の期間を1回とし、4回まで任用期間を更新することができる。

(服務)

- 第6条 研究専門員は、その職務を自覚し、常に誠実かつ公平に職務を遂行しなければならない。
  - 2 研究専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。
  - 3 研究専門員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるよう な行為をしてはならない。
  - 4 研究専門員は、その職務を遂行するに当たっては、この要綱に定めるもののほか関係法令を遵守し、かつ、教育委員会の指示に従わなければならない。

(報酬)

第7条 研究専門員に対する報酬は、月額とし、その額は、予算の範囲内で市長が別に定める額とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会資料 31.3.22

教育政策課

## 報告第 1 号

### 平成31年松本市議会2月定例会の結果について

#### 1 趣旨

松本市議会2月定例会の結果について報告するものです。

## 2 会期等について

2月20日(水)から3月15日(金)まで 24日間

当初予算説明会2月21日 (木)、22日 (金)、25日 (月)一般質問3月 4日 (月) から6日 (水) まで 3日間

 教育民生委員会
 7日(木)

 基幹博物館建設特別委員会
 12日(火)

#### 3 審査内容及び結果

#### (1) 教育民生委員会

- ア 議案第 96号 松本市教育文化センター条例の一部を改正する条例
- イ 議案第 97号 松本市小学校、中学校条例の一部を改正する条例
- ウ 議案第 99号 松本市美ヶ原少年自然の家条例の一部を改正する条例
- エ 議案第100号 松本市公民館条例の一部を改正する条例
- オ 議案第101号 松本市あがたの森文化会館条例の一部を改正する条例
- カ 議案第102号 池上百竹亭条例の一部を改正する条例
- キ 議案第103号 松本市Mウイング文化センター条例の一部を改正する条例
- ク 議案第104号 松本市ふれあいパーク乗鞍条例の一部を改正する条例
- ケ 議案第105号 松本市奈川文化センター夢の森条例の一部を改正する条例
- コ 議案第109号 松本市営駐車場条例の一部を改正する条例
- サ 議案第110号 松本市美術館条例の一部を改正する条例
- シ 議案第111号 松本市梓川アカデミア館条例の一部を改正する条例 上記の議案12件については、消費税法の改定に伴う施設使用料等の改定が主な 改正内容(起立採決の結果、賛成多数で可決)
- ス 議案第 98号 松本市育英基金条例の一部を改正する条例 育英事業の資金に充てるための基金取崩しに係る規定を追加するもの(可決)
- セ 議案第106号 松本市図書館条例の一部を改正する条例 西部図書館を鎌田図書館と名称変更することに伴う所要の改正(可決)

- ソ 議案第107号 松本市文化財保護条例の一部を改正する条例 歴史的建造物の保存活用を図るため、市の登録文化財制度を新設することに伴う 所要の改正(可決)
- タ 議案第108号 松本城管理条例の一部を改正する条例 松本城観覧料の見直し及び博物館と共通の特別観覧券を発行することに伴う所要 の改正(可決)
- チ 議案第112号 松本市立博物館条例の一部を改正する条例 消費税法の改正に伴う特別観覧料の改定のほか、旧開智学校観覧料の改定、分館 に旧山辺学校校舎を追加、共通観覧券(パスポート)の廃止、本館観覧料の特例を 定める規定の追加をするもの(起立採決の結果、賛成多数で可決)
- ツ 議案第152号 市有財産の取得について(松本城南・西外堀復元事業用地) 新たに交渉の整った用地100.59平方メートルを、807万7,377円で 取得し、これにより事業に必要な用地の取得割合は、56.4%となるもの(起立 採決の結果、賛成多数で可決)
- テ 議案第117号 平成30年度松本市一般会計補正予算(可決) 主な質疑は次のとおり
  - (ア) 井川城址の史跡用地の購入について 用地購入が1年延びた理由等について質問があり、地権者交渉の結果によるも のとして、今後も粘り強く交渉を続けると答弁
- ト 議案第127号 平成30年度松本市松本城特別会計補正予算(可決)
- カ 議案第132号 平成31年度松本市一般会計予算(起立採決を行った結果、賛成多数で可決)

主な質疑は次のとおり

- (ア) 学校行事の長距離のバス運行における安全配慮(運転手を2名にするなど)についての質問に対し、学校と旅行業者との契約時に安全に配慮した契約がなされていると答弁
- (イ) 要保護・準要保護児童就学援助事業の周知についての質問に対し、全家庭に、 1年時だけでなく、全学年に毎年周知していると答弁
- (ウ) 小・中学校へのエアコン設置について、全教室への設置完了時期と、設置にあたっての一番の問題は財源なのかとの質問に対し、32年度以降の設置予定については、来年度の実施計画で検討し、財源については国の制度をできる限り活用して対応したいと答弁
- (I) 博物館事業の会場設営委託料と博物館特別展開催事業費の会場設営委託料との 違いについての質問に対しては、前者は分館の特別展に係るもの、後者は本館の ものと答弁

- (オ) 給食センターの食器購入にあたり、リサイクルの観点から陶器製の食器にすることについての質問対しては、洗浄機の変更や、陶器製は重くて割れる危険もあるなど課題もあるので、陶器製食器を使っている他市の状況も参考にしながら、慎重に考えたいと答弁
- キ 議案第143号 平成31年度松本市松本城特別会計予算(可決)
- (2) 教育民生委員協議会
  - ア 報告事項「新科学館整備事業へのPPP/PFI手法の導入について」 新科学館の整備にあたり、民間事業者に設計、建設、運営等を一括して委ね、施 設の保有、資金調達については公共が行うDBO方式の導入について、詳細な検討 を実施するものとして報告(承認)
  - イ 報告事項「松本市歴史文化基本構想の見直しに伴う文化財保存活用地域計画の策 定について」

文化財保護法の改正に伴い、松本市歴史文化基本構想を見直し、文化財保存活用 地域計画を策定することについて報告(承認)

- (3) 基幹博物館建設特別委員会
  - ア 議案第117号 平成30年度松本市一般会計補正予算(第4号)

国からの交付金を博物館の用地取得に係る費用の財源として受け入れるもの及び 地下水影響等の各種調査や移転補償算定に係る委託料について減額補正をするもの (可決)

イ 議案第41号 平成31年度松本市一般会計予算

主に、各種調査や実施設計の委託料、また用地購入費や移転補償料等を計上した もの(可決)

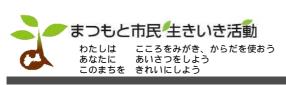
主な質疑は次のとおり

(ア) 建設予定地の土地所有者に支払う今後の借上料について質疑があり、来年3月末までは借地権のない民法上の賃貸借契約を締結しているが、4月以降は、博物館建設を前提とした借地借家法上の賃貸借契約を締結することになることから、今後、権利金の支払い等も含め、土地所有者と協議していきたいと答弁

担当教育政策課

課長 小林 伸一

電話 33-3980





「学都松本」

教育委員会資料 31.3.22 教育政策課

#### 報告第 2 号

## 教育文化センターにおけるSNSの運用について

## 1 趣旨

教育文化センターを科学館に整備することに伴い、実施している事業を積極的に 周知するため、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を運用するこ とについて報告するものです。

## 2 実施概要

- (1) 運用するSNS ツイッター
- (2) 掲載内容
  - ア 事業開催に関する情報
  - イ 事業の定員に関する情報
  - ウ 開催結果に関する情報
- (3) **運用開始日** 平成31年4月1日

#### 3 周知方法

- (1) 広報まつもとへの掲載
- (2) 松本市公式ホームページへの掲載

# 担当教育

教育政策課 課長 小林 伸一 電話33-3980 教育文化センター 所長 中村 誠 電話32-7600



教育委員会資料						
31.	3	. 2	2			
学 校	指	導	課			

## 報告第 3 号

## いじめ・体罰等の実態調査【12・1月】の結果について

#### 1 趣旨

2カ月に一度、市内全小中学校で実施している、「いじめ・体罰等の実態調査」について、12・1月分の集計結果を報告するものです。

# 2 調査方法

児童生徒一人ひとりへのアンケートや聞き取りによる方法

## 3 調査結果の概要

(1) いじめ・体罰等を認知した学校・認知件数

小計の下段()内は、平成29年度同時期調査数

区分	学校総数 (単位:校)	認知した 学校数 (単位:校)	認知してい ない学校数 (単位:校)	認知件数 (単位:件)	1 校当たり (単位:件)
小学校	2 9	2 1	8	1 1 3	3.9
ひずな	2 3	(25)	(4)	(95)	(3.3)
中学校	2 1	1 4	7	2 4	1.1
十十1次	2 1	(11)	(10)	(28)	(1.3)
計	5 0	3 5	1 5	1 3 7	2.7
п	5.0	(36)	(14)	(123)	(2.5)

## (2) いじめ・体罰等の事案区分

区分	いじめ	体罰等	計
小学校	1 1 3	0	1 1 3
中学校	2 4	0	2 4
計	1 3 7	0	1 3 7

## ③ いじめ・体罰等の発生区分

区分	新規	再発	計
小学校	1 0 6	7	1 1 3
中学校	2 1	3	2 4
計	1 2 7	1 0	1 3 7

## (4) いじめの現在の状況(平成30年4月以降累計)

区分	解消している (日常的に観察継続中)	解消に向けて 取組中	その他(転居等)	計
小学校	5 5 3	3 4 3	1	8 9 7
中学校	1 6 6	1 9 5	1	3 6 2
計	7 1 9	5 3 8	2	1,259

## (5) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳

小計の下段()内は、平成29年度同時期調査数

区分		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	計
	男子	1 3	1 3	1 1	5	1 0	1 0	6 2
小学校	女子	9	7	1 5	4	1 0	6	5 1
小子仪	小計	2 2	2 0	2 6	9	2 0	1 6	1 1 3
	기기	(15)	(14)	(15)	(16)	(18)	(17)	(95)

X	分	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	計
	男子	1 6	4	1				2 1
   中学校	女子	1	1	1				3
中子仪	小計	1 7	5	2				2 4
		(19)	(5)	(4)				(28)

#### (6) いじめの態様 1件中に、複数の内容を含んでいる場合があります。

区分	小学校	中学校	計
冷やかしやからかい,悪口や嫌なことを言われる。	6 4	1 6	8 0
仲間はずれ,集団による無視をされる。	1 0	2	1 2
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1 8	6	2 4
ひどくぶつかられたり,叩かれたり,蹴られたりする。	1 1	0	1 1
金品をたかられる。	0	0	0
物を隠されたり,盗まれたり,壊されたり,捨てられたりする。	8	1	9
嫌なことや恥ずかしいこと,危険なことをされたり,させられたりする。	9	0	9
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0	2	2
その他	1 4	0	1 4
計	1 3 4	2 7	1 6 1

#### 4 傾向

- (1) いじめを認知した学校数は、昨年度同時期調査と比較して、小学校は4校減少、中学校は3校増加しました。
- (2) いじめの認知件数では、昨年度調査と比較して、小学校で18件増加し、中学校で4件減少となりました。
- (3) 体罰に関する事案報告はありませんでした。
- (4) いじめの現在の状況「その他」の2件は、家庭の事情により転居したものでした。
- (5) 本年度4月以降に発生したいじめに関する事案 1,257 件に対して、719 件が解消され、解消率はおよそ57%でした。
- (6) 学年別の件数では、昨年度と比較して、小学校では4、6年生を除いた学年でわずかに増加し、中学校では昨年度の学年別割合とほぼ同様の傾向でした。
- (7) いじめの内容では、「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」が最も多く、全体に占める割合は、小学校で5割、中学校で6割でした。「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」項目で報告があった中学校における2件の事案のうち1件は、「SNSに友だちの悪口が書き込まれていた」という報告でした。
- (8) 「その他」の小学校における主な内容は、「休み時間中や掃除中で起きた突発的なトラブル」の訴えが多くありました。

#### 5 今後の対応

4月からのいじめの認知総件数は 1,200 件を超え、昨年度同時期調査における総件数 896 件を 300 件あまり上回っています。これは、いじめはどこにでも起こり得るという認識が学校で広がってきているとともに、事案発生から報告、周知、対応までの流れが的確に構築されてきていることが伺えます。引き続き、学校や家庭・地域・関係機関等の相談機能の整備、充実を図るよう、はたらきかけていきます。

また、これまでに起きたいじめ事案の解消率は6割に届いていませんが、いじめが止んでいる期間が3カ月過ぎたから安易に「解消」とするのではなく、個々の関係性も含めて回復期間も視野に入れながら対応できている一定の表れであると考えます。学校・学級の安全・安心を第一に、丁寧な見守りを継続して助言していきます。

担当 学校指導課 課長 横田 則雄 電話 33-4397



まつもと市民。主きいき活動

わたしは こころをみがき、からだを使おう あなたに あいさつをしよう このまちを きれいにしよう

31.3.22

学校指導課・スポーツ推進課

## 報告第 4 号

スポーツ庁公募企画「平成30年度運動部活動改革プラン」完了について

#### 1 趣旨

スポーツ庁の委託を受け、各学校において持続可能な運動部活動が実施できるよう研究結果を周知・普及させることを目的に、運動部活動に関する実践・調査研究の委託を行ったものです。

## 2 実施概要

(1) テーマ

生徒のニーズの多様化に関する調査・実践研究

(2) 期間

平成30年11月5日~平成31年3月10日

(3) 実施概要

ア 松本市運動部活動改革プラン検討委員会の開催(4回)

- イ アンケート及びヒアリングの実施
  - ・生徒のニーズ調査アンケート(対象 市内中学校1・2年生)
  - ・部活動顧問へのヒアリング (対象 モデル校4校顧問)
  - ・カリキュラム実施後アンケート(対象 モデル校4校の生徒と保護者)
  - ・松本山雅指導者へのヒアリング(対象 松本山雅指導者)
- ウ 松本山雅カリキュラム提供
  - ・A 競技力向上 B ゆる部活 C フィジカルトレーニング
- 工 実践研究実施

松本山雅の作成したカリキュラム使用

- ・モデル校4校の個別ニーズに対応した部活動の実施
- ・合同部活動の実施
- (4) 事業の成果
  - ・生徒用アンケートを通して、生徒の実態とニーズの把握
  - ・生徒のニーズに対応したカリキュラムの作成
  - ・地域アスリート派遣の生徒の多様なニーズに応える上で有効性の確認
  - ・合同部活動の必要性の確認
  - ・松本山雅の派遣により、運動部活動を支援するモデルの検証と課題の把握
  - ・部活動実証検証により、教職員の負担軽減効果の有効性の確認
- (5) 今後の取組みについて
  - ・松本市が目指すアスリート派遣体制の具体化の検討
  - ・運動部活動への所属率の向上を図り、持続可能な運動部活動の推進
  - ・サッカー以外の種目へのアスリート派遣の具体化の検討
  - ・カリキュラムの活用及び検証



担当 学校指導課 課長 横田則雄 電話33-4397 スポーツ推進課 課長 堀 洋一

電話45-9511

一人ひとりが あたりまえのことをこつこつと続けて かけがえのないいのち 生きいきとかがやくように...

教育委員会資料 31.3.22 学校指導課

#### 報告第 5 号

平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

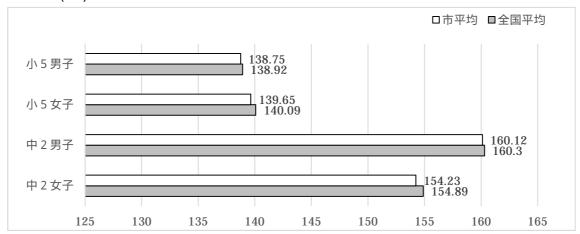
## 1 趣旨

平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体格集計結果、実技集計結果及びその考察について報告するものです。

## 2 結果及び考察

## (1) 体格集計

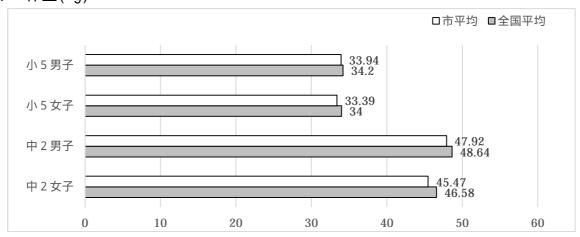
## ア 身長(cm)



#### 【考察】

小学生男女、中学生男子は全国平均とほぼ同程度、中学生女子では全国平均をや や下回っています。

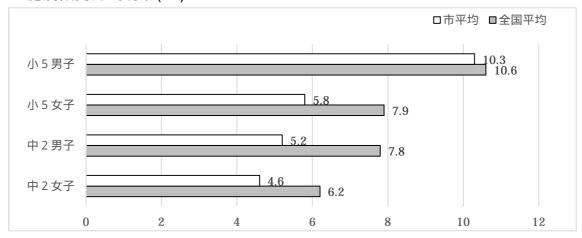
## イ 体重(kg)



#### 【考察】

小学生男子は、全国平均とほぼ同程度、小学生女子及び中学生男子は全国平均を やや下回っています。中学生女子では全国平均を1kg以上下回っています。

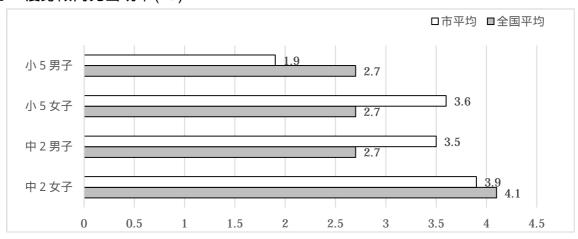
## 工 肥満傾向児出現率(%)



## 【考察】

小学生男子は全国平均とほぼ同程度です。小学生女子及び中学生男女は全国平均 を下回っています。

## 才 痩身傾向児出現率(%)



#### 【考察】

中学生女子は全国平均とほぼ同程度、小学生男子はやや下回っています。小学生女子及び中学生男子は全国平均を上回っています。

## (2) 実技集計結果(T得点をもとにした評価)

## ア結果

<u></u>	MUT.										
			握	力	上 体	長 座	反 復	シャト	50m走	立ち幅	ボール
					起こし	体前屈	横とび	ルラン		とび	投げ
	,  男	30									
小	<del>7</del> 7	29				0	0				0
5	+	30									
	女	29		)							
	H	30		)				0			
中	男	29				0			0	0	0
2	2	30		)							0
	女	29		)					0		

T得点(全国の平均を50、標準偏差が10の正規分布に近似するように変換した

值)

全国平均に対して :高い(50.6点以上) 〇:ほぼ同じ(50.5点~49.5点)

: やや低い(49.4 点~49.0 点) : 低い(48.9 以下)

イ 考察

(ア) 本年度全国平均と同程度か平均を上回った種目

握力(小中男女) 上体起こし(中男子) 長座体前屈(小中男女)

反復横とび(小男) シャトルラン(小中男) <u>50 m走(小中男)</u>

<u>立ち幅とび(中男)</u> ボール投げ(中男女)

(イ) 本年度全国平均を下回った種目

上体起こし(小男女、中女) 反復横とび(小女、中男女)

<u>シャトルラン(小中女)</u> 5 0 m走(小中女)

立ち幅とび(小男女、中女) ボール投げ(小男女)

(ウ) 昨年度を上回った種目

握力(小女、中男) 上体起こし(中男) 長座体前屈(小女中男)

シャトルラン(小女、中男女) 5 0 m走(小中男) 立ち幅とび(中男)

ボール投げ(中男女)

(I) 特に全国平均よりも上回ったのは、小学校5年男子の握力と中学校2年男子の上体起こし、長座体前屈、50m走、立ち幅とび、ボール投げです。いずれも、全国平均及び長野県平均よりも高くなっています。

- (オ) 上体起こし、反復横とび、シャトルランは、今年度も全国平均を下回りました。反復横とび、シャトルランは、敏捷性や疾走能力といった運動全般に係る部分です。なお、上体起こしに使う腹筋は体幹部の姿勢維持の重要筋です。
- (カ) 体力合計点

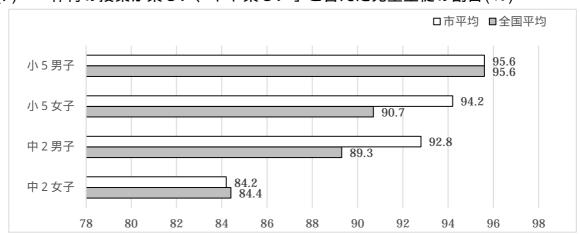
		全国平均	松本市平均
小学校 5 年	男子	54.21	53.87
小子仪3牛	女子	55.90	54.86
中学校2年	男子	42.32	43.39
中子仪 2 年	女子	50.61	48.93

小学生男女、中学生女子はいずれも全国平均を下回っています。中学校男子は 全国平均を上回り、県平均も 43.14 点で過去最高の全国 16 位でした。

## (3) 質問紙の結果を生かす授業改善について

#### ア結果

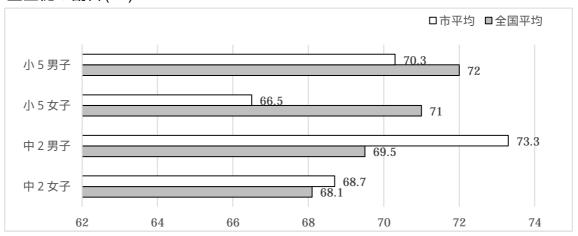
(ア) 「体育の授業が楽しい、やや楽しい」と答えた児童生徒の割合(%)



#### 【考察】

小学生男子は全国平均と同じ、中学校女子は全国平均とほぼ同程度でした。小学校女子と中学生男子では全国平均を上回っています。

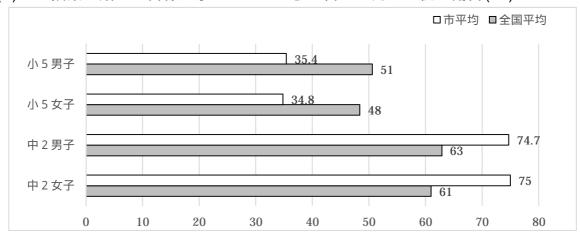
(イ) 「体力・運動能力の向上について自分なりの目標を立てている」と答えた児童生徒の割合(%)



## 【考察】

小学生男女は共に全国平均を下回っています。中学生では男女ともに全国平均を 上回りました。小学生は自分の体力や運動能力の向上への関心は低く、中学生は高 いと考えられます。

(ウ) 「授業の始めに目標が示されている」と答えた児童生徒の割合(%)



## 【考察】

小学生男女は共に全国平均を大きく下回っています。中学生では男女とも全国平均を大きく上回りました。

#### イ 今後の取組み

小学校の段階から授業の目標を明確にし、「できた」という喜びを子どもたちが 自己評価できる授業に改善できるよう、来年度当初の校長会・教頭会で結果を報告 し、データの活用の推進を図ります。



まつもと市民生きいき活動

わたしは こころをみがき、からだを使おう あなたに あいさつをしよう

このまちを きれいにしよう

教育委員会資料 31.3.22

学校指導課

## 報告第 6 号

平成31年度松本市立中学校における部活動指導員任用事務取扱要領について

## 1 趣旨

学校教育法施行規則における部活動指導の制度化に伴い、中学校の部活動指導員の充実と教員の負担軽減を図り、働き方改革につなげるため、部活動顧問や大会の引率を行う部活動指導員に関しての事務取扱要領を定めるものです。

2 平成31年度松本市立中学校における部活動指導員任用事務取扱要領(案) 別紙1のとおり

## 3 事業概要

- (1) 職 務 部活動の顧問として技術的な指導、学校外での活動(大会・練習試合等)
- (2) 配置条件
  - ア 任用期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
  - イ 配置時間 1名あたり210時間/年
  - ウ 配置期間 同一校かつ同一部活での活用は最長3年 (昨年度任用者は平成32年度まで)
- (3) 配置校 昨年度の配置校は継続
- (4) 予算対応 平成31年度予算計上済(国・県費補助 各1/3以内)

担当 学校指導課課長 横田 則雄

電話 33-4397





(趣旨)

第1条 この要領は、教育を円滑に推進するために、松本市立中学校に部活動指導員(以下「指導員」という。)として勤務する非常勤の職員の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 指導員の職名は、「部活動指導員」とする。

(服務)

- 第3条 指導員は、その職務を遂行するに当たり、学習指導要領の趣旨を踏まえた上で、校長の 監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。
  - 2 校長は、指導員の勤務状況を確認しなければならない。
  - 3 指導員は、教育委員会が指定する指導者研修会を受講しなければならない。
  - 4 指導員は、「松本市中学生期のスポーツ活動指針」に基づいて指導を行なわなければならない。 (文化、科学等に関する部活動についても同様)
  - 5 指導員は、教育委員会が設置するスポーツ活動運営委員会に出席し、学校および保護者と共通理解を図り、適切な活動となるように努めるものとする。

(職務)

- 第4条 指導員は、配置される中学校の部活動の指導方針及び指導計画のもとに、次の各号に掲げる職務を行うことができる。
  - (1) 技術指導
  - (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
  - (3) 学校外での活動 (大会・練習試合等)の引率
  - (4) 用具・施設の点検・管理
  - (5) 部活動の管理運営(会計管理等)
  - (6) 保護者等への連絡
  - (7) 年間・月間指導計画の作成
  - (8) 生徒指導に係る対応
  - (9) 事故が発生した場合の現場対応
  - (10) その他、校長が必要と認めるもの

(勤務時間等)

第5条 指導員の勤務日等は、年間210時間を上限として、「松本市中学生期のスポーツ活動指針」に基づき校長が定めるものとする。

(賃金及び費用弁償)

- 第6条 指導員の賃金及び費用弁償は、松本市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第1号。 以下「給与条例」という。)第24条の規定に基づき、その額は、勤務1時間当たり1,280円と する。
  - 2 前項の賃金の支給方法は、松本市準職員及び非常勤職員取扱規則(昭和36年規則第15 号)の規定を準用する。

3 賃金の支給に当たっては、指導員が派遣されている学校から提出される月臨時職員勤務表 (様式1)に基づいて支給する。

(損害賠償の義務)

第7条 指導員は、職務の遂行に当たって、故意又は過失により、市町村に損害を与えたときは、 その損害を賠償しなければならない。詳細については、別に定めるものとする。 (その他)

第8条 この要領に定めるものの他、指導員の扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

教育委員会資料 31.3.22 学校給食課

報告第 7 号

# 学校給食費の不納欠損について

# 1 趣旨

平成30年度第2回学校給食センター運営委員会(平成31年2月4日実施) において承認された過年度分の学校給食費不納欠損について報告するものです。

#### 2 理由等

経済的理由で給食費の支払いが困難な家庭には、就学援助制度の適用、児童手当からの納入等の措置を講じていることから滞納は減少しており、収納率は99.9%と高い数字で推移していますが、毎年100万円を超える滞納がある現状です。

滞納者には学校と連携して、粘り強く納入を依頼しているところですが、所在不明等の理由により今後も徴収が見込めないものについて、松本市債権管理条例第14条第5号に準じて、やむを得ず不納欠損とするものです。

3 不納欠損額 287,860円(内訳等 別紙のとおり)

4 不納欠損期日 平成31年3月31日

#### 5 その他

該当の学校に周知するとともに、財源及び保護者負担の公平性の確保のため引き続き滞納の解消に努めます。



担当 学校給食課 課長 清澤 秀幸 電話 86-1130

# 平成30年度 学校給食費不納欠損内訳表

# 1 年度別

年 度	件数	金 額
平成19年度	2 件	72,000円
平成20年度	1 件	40,500円
平成 2 1 年度	1件	12,420円
平成23年度	3 件	65,346円
平成 2 5 年度	2 件	86,209円
平成26年度	1件	11,385円
合 計	10件	287,860円

# 2 事由別

事由	件数	金 額
1号(生活困窮)		
2号(破産、免責)		
3号(強制執行等を行うが無資力)		
4号(徴収停止後も無資力)		
5号(死亡、行方不明等)	10件	287,860円
6号(時効期間の満了)		
合 計	10件	287,860円

教育委員会資料 31.3.22 文化財課

# 報告第 8 号

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

# 1 趣旨

上高地の適切な保存管理のため設置されている標記協議会において、従来不在であった土砂動態分野の有識者を、新たに委員に委嘱することについて報告するものです。

# 2 選任について

# (1) 委嘱者

	担当分野		
<sup>タハラ</sup> <b>と原</b>		氏(信州大学名誉教授)	土砂動態

# (2) 任期

平成31年2月8日から平成32年10月23日まで

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱第4条では、委嘱の日から2年となっていますが、他の委員との整合を図るため平成32年10月23日までとします。

(3) 委員名簿

裏面のとおり

# 3 根拠要綱(抜粋)

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱 (組織)

第3条 協議会は委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者 (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。



担当 文化財課課長 大竹 永明

電話 34-3292

# 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会 委員名簿

委員任期: 平成30年10月24日~平成32年10月23日まで(北原委員H31.2.8~)

区分		氏 名	協議会	専門部会	役 職
	1	会長 佐々木 邦博	委員	委員	信州大学 農学部 教授 (景観)
	2	副会長 鈴木 啓助	委員	委員	信州大学 理学部 教授 (水循環)
有識者	3	大空 久美子	委員	委員	信州大学 農学部 教授 (植物)
	4	が そ シロガ 谷 愛彦	委員	委員	専修大学 文学部 環境地理学科 教授 (地形·地質)
	5	北原曜	委員	委員	信州大学 名誉教授 (土砂動態)
	6	き が り オ 吉 田 利 男	委員	委員	信州大学 名誉教授 (動物)
	7	上條數昭	委員		上高地町会長 (徳澤園)
地 域 関係者	8	数 /년 ***** <b>奥</b> 原 宰	委員		上高地観光旅館組合長 (西糸屋山荘)
	9	ヤマ ダ <i>タタシ</i> 山 田 直	委員		北アルプス山小屋友交会 会長 (横尾山荘)
	10	志永 葦澤	委員		林野庁 中信森林管理署 森林技術指導官
国	11	堀内 志保	委員		林野庁 中信森林管理署 上高地森林事務所 森林官
<u> </u>	12	た。 ない かん がん かん	委員		国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所 建設専門官
	13	木村元	委員		環境省 中部山岳国立公園管理事務所 中部山岳国立公園上高地管理事務所 国立公園管理官
県	14	<b>室坂 芷芝</b>	委員		長野県 環境部 自然保護課 課長補佐兼自然公園係長
<u></u> 赤	15	35 5 5 5 m	委員		長野県 松本建設事務所 計画調査課 担当係長
県教委	16	5元 hx 9h 谷 和隆	委員	指導 助言	長野県 教育委員会事務局 文化財・生涯学習課 指導主事

教育委員会資料							
3	1		3		2	2	
	Ż	<u></u>	七 則	拮	果		

# 報告第 9 号

# 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会 委員等の委嘱について

# 1 趣旨

保存活用計画の策定に向けて、活用整備の方向性について協議する必要が生じたことから、地域関係者及び関係行政機関の職員を、新たに委員及び指導助言者に委嘱することについて報告するものです。

# 2 選任について

# (1) 委嘱予定者

区分	氏名(所属等)
委 員	サイトウ シヅヒト 齋藤 志津人氏(白骨温泉まちづくり委員会委員長)
委 員	サイトゥ モトキ 齋藤 元紀氏((一社)松本市アルプス山岳郷代表理事)
指導助言者	イシダ コウジ 石田 孝司氏 (国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所長)
指導助言者	スミ ヒデトシ 角 秀敏氏(林野庁 中部森林管理局 中信森林管理署長)
指導助言者	<sup>フジイケ ヒロシ</sup> 藤池 弘氏(長野県松本建設事務所長)

# (2) 任期

平成31年2月14日から保存活用計画が策定される日まで

# (3) 委員名簿 別紙のとおり

# 3 根拠要綱(抜粋)

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会設置要綱

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

# (組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、噴湯丘、球状石灰石その他文化財に関し、優れた見識を有する者のうちから教育 委員会が委嘱する。

# (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画が策定される日までの間とする。

# (指導助言者)

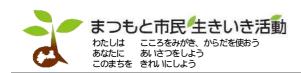
第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

- 2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導、助言を行う。
- 3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

担当 文化財課

課長 大竹 永明

電話 34-3292



一人ひとりが、あたりまえのことをこつこつと続けて、かけがえのないいのち生きいきとかがやくように...

# 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画策定委員会 委員名簿

	区分	$\dot{\sigma}$	氏名	役職
	1	委員長	大塚 <b>勉</b>	信州大学 全学教育機構 教授 (地質学)
左⇒≠	2	委 員	シャス とロシ 宮島 宏	フォッサマグナミュージアム 上席学芸員 (鉱物学)
有識者	3	委員	サトウ 佐藤 利幸	信州大学 理学部 教授 (植物学)
	4	委 員	山本 英二	信州大学 人文学部 教授 (歴史学)
	5	委員	サイトウ シ ッドト 斎藤 志津人	白骨温泉まちづくり委員会委員長 白骨温泉旅館組合長
地域 関係者	6	委員	#4 kg またま 斎藤 元紀	一般社団法人 松本市アルプス山岳郷 代表理事
	7	委員	ッッキ <b>筒木 隆雄</b>	大野川区町会長 大野川区長
	1	指導助言者	シバタ タダヒロ 柴田 伊廣	文化庁 文化財第二課天然記念物部門 文部科学技官
国	2	指導助言者	中野 圭一	環境省 中部山岳国立公園管理事務所長
	3	指導助言者	19.99 石田 孝司	国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所長
	4	指導助言者	え ばら 角 <b>秀敏</b>	林野庁 中部森林管理局 中信森林管理署長
県	5	指導助言者	プジイケ とロシ <b>藤池 弘</b>	長野県 松本建設事務所長
県教委	6	指導助言者	9二 px/9p 谷 和隆	長野県教育委員会 文化財・生涯学習課 指導主事

教育委員会資料

31.3.22

博物館・文化財課

# 報告第 10 号

# 旧昭和興業製糸場の登録有形文化財への登録について

#### 1 趣旨

国の文化審議会は、3月18日(月)に開催された国の文化審議会文化財分科会での審議・決議を経て、松本市立博物館分館 松本市歴史の里内にある旧昭和興業製糸場を新たに登録有形文化財に登録することについて、文部科学大臣に答申しましたのでご報告します。

- 2 登録有形文化財として登録することを答申された建造物
  - (1) 名 称 旧昭和興業製糸場 1棟
  - (2) 所 在 地 松本市大字島立 2 1 9 6 番地 1
  - (3) 築年代等 大正14年(1925)頃/平成8年(1996)移築
  - (4) 登録 基準 造形の規範となっているもの
  - (5) 特徴・評価 裏面のとおり

#### 3 経過

T 1 4 下諏訪町に「吉澤製糸場」として建設 (その後、S 2 7年までの間に何度か経営者の変遷を経る)

S27 昭和製糸株式会社による経営開始

50 昭和興業株式会社設立(昭和製糸株式会社より製糸事業を継承)

H 7.6.23 工場閉鎖

8 旧日本司法博物館に移築復元

14.4 松本市歴史の里として開館

31.3.18 国の文化審議会文化財分科会において登録有形文化財への登録 について審議・決議および答申

#### 4 その他

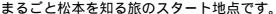
- (1) 答申から2~4カ月後に官報告示され、正式に登録有形文化財に登録されます。
- (2) 本件が登録されると、松本市内の国の登録有形文化財の件数は、51件になります。

担当 博 物 館 館長 木下 守 (内線 2472)文化財課 課長 大竹 永明 (内線 3140)



#### 学都松本へ

松本は屋根のない博物館!松本の歩みと文化を知る。 松本の今にふれ、未来を思う。





# 【特徴・評価】

松本市歴史の里に移築保存した製糸場繰糸所。北正面の木造平屋建、切妻造鉄板葺で、東から揚返(再繰)場、繰糸場を並べ、正面西端の突出部に煮繭場を設ける。腰高の連続硝子窓や棟全体に通した越屋根など、全体として建設当初の姿を良く保ち、製糸のための工場の形式を現在に伝える。

# 【備考】

工場は平成7年(1995)まで操業。工場閉鎖後、平成8年に下諏訪町から現在地に移築復元された。



旧昭和興業製糸場 外観(北東より撮影)



旧昭和興業製糸場 内観(繰糸場)

教育委員会資料 31.3.22 文 化 財 課

#### 報告第 11 号

# 松本市文化財保護条例の一部改正について

# 1 趣旨

市登録文化財制度の新設に伴い、松本市文化財保護条例の一部を改正するものです。

#### 2 概要

松本市歴史的風致維持向上計画の重点区域である城下町エリア内では、歴史的建造物を松本市近代遺産として認定していますが、耐震性などの問題により失われつつあることから、指定制度よりも現状変更等についての規制の緩やかな市登録文化財制度を新設し、保存活用を図るものです。

# 3 条例改正の主な内容

- (1) 第6条 登録の条文を追加
- (2) 第9条

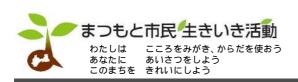
法及び県条例による指定等があったときに自動的に解除となるよう改正 (これまでは松本市文化財審議委員会にて諮問・答申の手続きを経ていたもの)

- (3) 第10条 登録抹消の条文を追加
- (4) 第16条 登録文化財の現状変更について、届出制とする規定(指定文化財は許可制)

# 4 添付資料

- (1) 新旧対照表 別添のとおり
- (2) 制度イメージ図 別紙のとおり

担当 文化財課 課長 大竹 永明 電話 34-3292





「学都松本」

現行

#### ○松本市文化財保護条例

昭和51年6月25日

条例第41号

改正 平成17年 3月22日条例第154号

松本市文化財保護条例(昭和31年条例第16号)の全部を改正する。

#### (目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)の規定に基づき、同法及び長野県文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の 有形の文化的所産で、本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いも の(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他 の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史

改正後

#### ○松本市文化財保護条例

昭和51年6月25日

条例第41号

改正 平成17年 3月22日条例第154号

松本市文化財保護条例(昭和31年条例第16号)の全部を改正する。

#### (目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)の規定に基づき、同法及び長野県文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

#### (定義)

- 第2条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の 有形の文化的所産で、本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いも の(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他 の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史

#### 資料

- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- (4) 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、本市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、山岳その他の名勝地で、本市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で本市にとって学術上価値の高いもの

#### (指定)

- 第3条 松本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の規定による文化財で、特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、次に掲げるそれぞれの文化財(以下「指定文化財」という。)として指定することができる。
  - (1) 松本市重要文化財 前条第1号に規定する文化財で重要なもの
  - (2) 松本市重要無形文化財(以下「重要無形文化財」という。) 前条第2号に規定する文化財で重要なもの
  - (3) 松本市重要有形民俗文化財

#### 資料

- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、本市に とって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- (4) 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、本市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、山岳その他の名勝地で、本市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で本市にとって学術上価値の高いもの

#### (指定)

- 第3条 松本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前条の規定による文化財で、特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、次に掲げるそれぞれの文化財(以下「指定文化財」という。) として指定することができる。
  - (1) 松本市重要文化財 前条第1号に規定する文化財で重要なもの
  - (2) 松本市重要無形文化財(以下「重要無形文化財」という。) 前条第2号に規定する文化財で重要なもの
  - (3) 松本市重要有形民俗文化財

前条第3号に規定する文化財のうち有形のもので重要なもの

(4) 松本市重要無形民俗文化財(以下「重要無形民俗文化財」とい う。)

前条第3号に規定する文化財のうち無形のもので重要なもの

(5) 松本市特別史跡

前条第4号に規定する文化財のうち、貝塚、古墳、都城跡、城跡、 旧宅その他の遺跡で重要なもの

(6) 松本市特別名勝

前条第4号に規定する文化財のうち、庭園、橋梁、峡谷、山岳そ の他の名勝地で重要なもの

(7) 松本市特別天然記念物

前条第4号に規定する文化財のうち、動植物及び地質、鉱物で重 要なもの

(選定保存技術)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文 化財の保存のため欠くことのできないもの(法及び県条例の規定により 選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち保存の措置を講ずる必 要があるものを松本市選定保存技術(以下「選定保存技術」という。) として選定することができる。

(記録の作成等)

第5条 教育委員会は、重要無形文化財以外の無形の文化財及び重要無 │第5条 教育委員会は、重要無形文化財以外の無形の文化財及び重要無

前条第3号に規定する文化財のうち有形のもので重要なもの

(4) 松本市重要無形民俗文化財(以下「重要無形民俗文化財」とい う。)

前条第3号に規定する文化財のうち無形のもので重要なもの

(5) 松本市特別史跡

前条第4号に規定する文化財のうち、貝塚、古墳、都城跡、城跡、 旧宅その他の遺跡で重要なもの

(6) 松本市特別名勝

前条第4号に規定する文化財のうち、庭園、橋梁、峡谷、山岳そ の他の名勝地で重要なもの

(7) 松本市特別天然記念物

前条第4号に規定する文化財のうち、動植物及び地質、鉱物で重 要なもの

(選定保存技術)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文 化財の保存のため欠くことのできないもの(法及び県条例の規定により 選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち保存の措置を講ずる必 要があるものを松本市選定保存技術(以下「選定保存技術」という。) として選定することができる。

(記録の作成等)

形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものを 選択して、その記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

#### (審議委員会)

- 第6条 教育委員会に諮問機関として松本市文化財審議委員会(以下「審議委員会」という。)を置く。
- 2 審議委員会は、教育委員会の諮問に応じて第3条の規定による指定、 第4条の規定による選定及び第8条の規定による解除並びに指定文化 財及び選定保存技術の保存活用に関する重要事項を調査審議し、教育 委員会に意見を具申する。
- 3 審議委員会の組織運営については、教育委員会規則で定める。 (所有者の同意と保持者等の認定)
- 第7条 教育委員会が指定文化財の指定及び選定保存技術の選定を行うときは、あらかじめ当該文化財の所有者(権原に基づく占有者を含む。以下同じ。)、保持者若しくは保存団体(指定文化財を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)又は当該選定保存技術の保持者若しくは保存団体(選定保存技術を保存す

形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要のあるものを 選択して、その記録を作成し、保存し、又は公開することができる。 (登録)

- 第6条 教育委員会は、指定文化財以外の文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの(法及び県条例の規定による指定を受けたものを除く。)を松本市登録文化財(以下「登録文化財」という。)として台帳に登録することができる。(審議委員会)
- 第7条 教育委員会に諮問機関として松本市文化財審議委員会(以下「審議委員会」という。)を置く。
- 2 審議委員会は、教育委員会の諮問に応じて第3条の規定による指定、 第4条の規定による選定、前条の規定による登録、第9条の規定によ る解除及び第10条の規定による抹消並びに指定文化財、選定保存技 術及び登録文化財の保存活用に関する重要事項を調査審議し、教育委 員会に意見を具申する。
- 3 審議委員会の組織運営については、教育委員会規則で定める。 (所有者等の同意と保持者等の認定)
- 第8条 教育委員会が指定文化財の指定及び登録文化財の登録並びに選定保存技術の選定を行うときは、あらかじめ当該文化財の所有者(権原に基づく占有者を含む。以下同じ。)、保持者若しくは保存団体(文化財を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)又は当該選定保存技術の保持者若しくは保存団体(選

ることを主たる目的とする団体で代表者の定めのあるものをいう。以 下同じ。)の同意を得なければならない。

2 教育委員会は、第3条第2号又は第4号の規定による指定及び第4 条の規定による選定を行うときは、あわせて当該文化財又は当該選定 保存技術の保持者又は保存団体を認定するものとする。

(解除)

- 第8条 教育委員会は、指定文化財又は選定保存技術が次の各号の一に 該当すると認めるときは、審議委員会の意見を聴きその所有者、保持 者又は保存団体に対して指定、選定又は認定の解除を行わなければな らない。
  - (1) 指定文化財としての価値を失ったとき。
  - (2) 選定保存技術として保存の措置を講ずる必要がなくなったとき。
  - (3) 重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術(以下この号において「重要無形文化財等」という。)の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき又は重要無形文化財等の保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるとき。
  - (4) 法及び県条例の規定による指定、選定又は認定が行われたとき。
  - (5) その他特殊な事由があるとき。

定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者の定めの あるものをいう。以下同じ。)の同意を得なければならない。

2 教育委員会は、第3条第2号又は第4号の規定による指定及び第4 条の規定による選定を行うときは、あわせて<u>当該指定文化財</u>又は当該 選定保存技術の保持者又は保存団体を認定するものとする。

(解除)

- 第9条 教育委員会は、指定文化財又は選定保存技術が次の各号の一に該当すると認めるときは、審議委員会の意見を聴きその所有者、保持者又は保存団体に対して指定、選定又は認定の解除を行わなければならない。
  - (1) 指定文化財としての価値を失ったとき。
  - (2) 選定保存技術として保存の措置を講ずる必要がなくなったとき。
  - (3) 重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術(以下この号において「重要無形文化財等」という。)の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき又は重要無形文化財等の保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるとき。
  - (4) その他特殊な事由があるとき。
- 2 指定文化財又は選定保存技術について、法及び県条例の規定による指

#### (告示及び通知)

第9条 教育委員会は、第3条の規定による指定、第4条の規定による 選定及び第7条の規定による認定を行うとき又は前条の規定による解 除を行うときは、その旨を告示するとともに、所有者、保持者又は保 存団体に通知しなければならない。

#### (所有者の管理義務及び管理責任者)

第10条 指定文化財(有形の指定文化財をいう。以下本条から第15条 までにおいて同じ。)の所有者は、この条例、この条例に基づく教育委 員会規則及び教育委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければ 定、選定又は認定が行われたときは、当該文化財又は選定保存技術に係る 指定、選定又は認定は、解除されたものとする。

#### (抹消)

第10条 教育委員会は、登録文化財が次の各号の一に該当すると認める ときは、審議委員会の意見を聴き当該文化財の登録を抹消するものとす る。

- (1) 登録文化財として保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったとき。
- (2) その他特殊な事由があるとき。
- 2 登録文化財について、法、県条例及びこの条例の規定による指定、選 定又は認定が行われたときは、当該文化財の登録は、抹消されたものと する。

(告示及び通知)

第11条 教育委員会は、第3条の規定による指定、第4条の規定による選定、第6条の規定による登録及び第8条の規定による認定を行うとき又は第9条の規定による解除及び前条の規定による抹消を行うときは、その旨を告示するとともに、所有者、保持者又は保存団体に通知しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第12条 指定等文化財(有形の指定文化財及び登録文化財をいう。以下本条から第15条まで及び第17条において同じ。)の所有者は、この条例、この条例に基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従

ならない。

- 2 指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら 自己に代わり当該指定文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責 任者」という。)に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速かに その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任し た場合も同様とする。
- 4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等)

- 第11条 指定文化財の所有者に変更があったときは、新たに所有者になった者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 2 指定文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は 住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なけれ ばならない。重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術 の保持者又は保存団体が氏名若しくは名称又は住所を変更したときも 同様とする。

(滅失、き損等)

第12条 指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときは、所有者(管理責任者がある場合はその者。次条において同じ。)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

い、指定等文化財を管理しなければならない。

- 2 <u>指定等文化財</u>の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該<u>指定等文化財</u>の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速かに その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任し た場合も同様とする。
- 4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等)

- 第13条 <u>指定等文化財</u>の所有者に変更があったときは、新たに所有者になった者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 2 <u>指定等文化財</u>の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。重要無形文化財、重要無形民俗文化財及び選定保存技術の保持者又は保存団体が氏名若しくは名称又は住所を変更したときも同様とする。

(滅失、き損等)

第14条 指定等文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたときは、所有者(管理責任者がある場合はその者。次条において同じ。)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

#### (所在の変更)

第13条 指定文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足る。

#### (現状変更等の制限)

- 第14条 指定文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、非常災害のために必要な応急措置を執る場合を除き、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合はあらかじめ届け出ることをもって足る。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

#### (修理の届出等)

第15条 指定文化財を修理しようとするときは、所有者はあらかじめ

#### (所在の変更)

第15条 指定等文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

#### (現状変更等の制限)

- 第16条 指定文化財<u>(有形の指定文化財に限る。)</u>に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、非常災害のために必要な応急措置を執る場合を除き、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合はあらかじめ届け出ることをもって足りる。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 登録文化財(有形の登録文化財に限る。)に関し、その現状を変更(建造物にあっては、外観の現状の変更に限る。)し、又はその保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会へ届け出なければならない。ただし、第18条の規定による指示若しくは助言又は第19条の規定による補助を受けて現状変更等を行う場合は、この限りでない。

#### (修理の届出等)

第17条 指定等文化財を修理しようとするときは、所有者はあらかじ

その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第16条の 規定による指示若しくは助言又は第17条の規定による補助を受けて 修理を行う場合は、この限りでない。

(指示又は助言)

第16条 教育委員会は、指定文化財及び選定保存技術の所有者、保持者及び保存団体に対して、その管理及び保護について必要な指示又は助言を行うものとする。

(補助)

第17条 教育委員会は、指定文化財又は選定保存技術の管理及び保護 について必要があると認めるときは、これに要する経費の一部を当該 所有者、保持者及び保存団体に対して補助することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の松本市文化財保護 条例の規定により指定されている文化財は、この条例による改正後の 松本市文化財保護条例の規定により指定された文化財とみなす。 めその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、<u>次条</u>の規定による指示若しくは助言又は $\frac{\text{第19}}{\text{8}}$ の規定による補助を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

(指示又は助言)

第18条 教育委員会は、指定文化財、選定保存技術及び登録文化財の 所有者、保持者及び保存団体に対して、その管理及び保護について必要な指示又は助言を行うものとする。

(補助)

第19条 教育委員会は、指定文化財、選定保存技術又は登録文化財の管理及び保護について必要があると認めるときは、これに要する経費の一部を当該所有者、保持者及び保存団体に対して補助することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の松本市文化財保護 条例の規定により指定されている文化財は、この条例による改正後の 松本市文化財保護条例の規定により指定された文化財とみなす。

附 則(平成17年3月22日条例第154号)	附 則(平成17年3月22日条例第154号)
この条例は、平成17年4月1日から施行する。	この条例は、平成17年4月1日から施行する。

教育委員会資料 31.3.22 教育政策課

#### 周知事項 1

# スマホの啓発チラシについて

#### 1 趣旨

子どものスマホ使用について問題点が指摘されていることから、啓発チラシを作成 し児童・生徒に配布するものです。

#### 2 経過

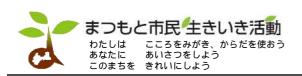
- 29.11.22 平成29年度第2回総合教育会議 懇談内容「子どもの愛着形成を考える」
- 30.6~ 市内全小中学校にメディア機器等に関するアンケート調査実 7 施
  - 11.27 学都松本推進協議会学習会において鈴木眼科吉小路 鈴木武 敏院長より「脳と心までむしばむスマホの怖さ」について講演 平成30年度第2回総合教育会議 懇談内容「子どもとスマホについて」
- 3 啓発チラシ

脳までむしばむスマホのこわさ~あなたのスマホの使い方は大丈夫??~ 別紙のとおり

- 4 啓発方法
  - (1) 進学等に伴い購入を検討する可能性がある中学3年生には配布済
  - (2) 新学期に市内の全小中学生に配布予定

担当 教育政策課 課長 小林 伸一

電話 33-3980





「学都松本」

# 脳までむしばむスマホのこわさ

# ~あなたのスマホの使い方は大丈夫??~

松本市教育委員会

松本市の小中学生に行ったアンケートの結果から、小学校3年生で53%、小学校6年生で66%、中学校3年生で72%の子どもたちが、スマホを使っているという

ことがわかりました。この数字はこれからどんどん 増えていくと思います。

しかし、とても便利で、いろいろなことができる スマホですが、使いすぎて視力が低下したり、やめ られなくなってしまったりということがあります。 みなさんの使い方は大丈夫でしょうか??自分の使い方をちょっとふり 返ってみましょう。

まだスマホをあまり使ったことのない人も読んでみてくださいね。

# はじめに、下の線でおってみよう!!

やまおり

ŧ

の順番におるとスマホになるよ!

ねえねえ、どうやってスマホを持っ

えっ! こんな感じで持っているよ

ちょっとストップ!!

て見てる?

今スマホは、顔のどの位置にある?

A: 右によっている

B: 真ん中

C: 左によっている

私は Aの右よりだけど・・・

じつは、それってちょっと危険かも? プリントをひろげてうらを見てね。

# スマホクイズ

- Q1 便利だから、いつでも、どこでもすきな だけ使っていい? ( はい×いいえ)
- Q 2 S N S などで人を傷つけてしまうことがある? ( はい×いいえ)
- Q 3 動画共有サイトにアップしても、友だ ちにしか見られない? ( はい×いいえ)
- Q4 スマホに書いてあることはすべて正し い? ( はい×いいえ)
- Q 5 安全に使うために、フィルタリングをしたほうがいい? ( はいxいいえ)



答えは、うら面 (うちがわ)にあります

# スマホを使うときに、おうちの人と一緒にこのお話を読んでみよう。 おうちの人が使っているところも見てみよう!

のう 『脳までむしばむスマホのこわさ』 (鈴木眼科吉小路院長 鈴木武敏先生提供資料より抜粋) スマホのような近くの小さな画面を見続けるためには、左右の目を強く内側に寄せて、 合わせるために目の中のレンズを厚くし、さらに瞳孔を小さく縮めることを薫理に持続させることにな ります。

これらの3つの働きは脳が管理していて、休むことなくこれらのことを続けることは目にも脳にもよくあ りません。次第に脳は、「片目で見たほうが楽だ!」と判断し、片目を見えない ように抑制をかける命令を送ります。この抑制が起こると、両能で見 る働きができなくなり、立体視や遠近感が低下します。そのため、節 離感がつかめなくなり、いろいろな弊害が出てきます。さらに、突然



空振りが増える?

また、スマホに熱中しているときに他の人に声をかけられると、相手の声を聞き入れようとしない気持 ちが生まれます。そのことがもとになり家族関係や友達関係を壊すことにもなります。

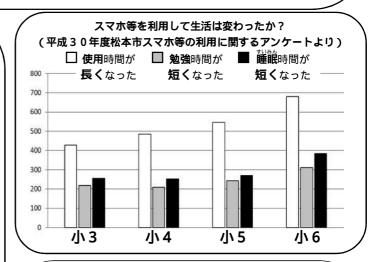
さらに、けじめなしに使用する習慣がつくと、作業の変更時の脳の切り替えがうまくいかなくなりま す。SNSをしながら勉強していると、そのことばかりに気が行ってしまって集中できなくなってしまい、 、本来やらなければいけないことができずに学力低下を招くことにつながります。

# クイズの答え

眼球が内側や外側にずれる斜視の出現も警告されています。

- Q 1 × とても便利なものですが、ルール を決めて使うことが大切です。
- 02 0 仲間外れにされたり、思いが伝わら なかったり、トラブルも多く悩んで いる人がいます。
- Q3 × ネットの世界では、知らないうちに 世界中に広まっていることがありま す。
- Q4 × すべてが正しいとは言えないので、 ひとつの参考としましょう。
- 0 5 自分の身を守るためにもフィルタ リングをすることが看効です。





こんなルールを家族と決めよう(例) 食事をするときに、スマホをいじらない。 「 時までに覆る」を決めて、生活リズムを 整える。

個人情報を載せない、送らない。 ルールは家族で話し合って見直そう。

子どもだけでなく、

大人も一緒に守ることが大切です。

教育委員会資料 31.3.22 教育政策課 博物館

# 周知事項 2

教育文化センタープラネタリウム及び旧山辺学校校舎(山辺学校歴史民俗資料館) のリニューアルオープンについて

# 1 趣旨

プラネタリウム更新工事のため休止している教育文化センタープラネタリウム及び耐震工事により休館中の旧山辺学校校舎(山辺学校歴史民俗資料館)のリニューアルオープンについて周知するものです。

# 2 経過

- (1) 教育文化センタープラネタリウム
  - S 5 8 . 1 0 開館 ミノルタ製光学式投映機「MS 1 0 」
  - H18. 4 プラネタリウム更新 コニカミノルタプラネタリウム製デジタル式 投映機「スーパーメディアグローブ」
    - 29 8~プラネタリウム更新検討委員会にて更新内容検討(全3回開催)
    - 30.8 公募型プロポーザルにて機種決定 五藤光学研究所製統合型投映機 「オルフェウス」
      - 12~改修工事
- (2) 旧山辺学校校舎(山辺学校歴史民俗資料館)
  - S58.10 開館
    - 60.11 県宝指定
  - H27. 4 耐震工事及び展示内容改修のため休館
    - 31. 4 教育政策課から博物館へ所管替

# 3 リニューアルの概要

- (1) 教育文化センタープラネタリウム
  - ア 9,500個の恒星と800万個の天の川を映し出すことが可能な光学式投映機と4Kのレーザー光源プロジェクターを3台使用し、精細でコントラストの高い映像を投映することが可能なデジタル式投映機を統合した最新の投映機を導入。
  - イ 市民や児童・生徒が番組制作に関わることのできるソフトウェアを導入し、プラネタリウムへの興味・関心を高めることが可能。
  - ウ 広く、ゆったりとした座席シートに改修。
- (2) 旧山辺学校校舎
  - ア 耐震補強工事を実施し、校舎の安全性が向上。
  - イ 施設名を県宝の指定名称である「旧山辺学校校舎」とし、建築、教育及び平和 学習等地域の歴史を伝える展示内容に更新。
  - ウ 博物館分館として、学芸機能の充実と学習支援体制の強化。
- 4 リニューアル開館日 平成31年4月27日(土)

# 5 オープニングセレモニー・内覧会

- (1) 日 時 4月26日(金)午前10時~12時
- (2) 会 場 教育文化センタープラネタリウム室、旧山辺学校校舎
- (3) 参加者 教育文化センター、博物館関係招待者 約90名

# 6 周知方法

- (1) 広報まつもと4月1日号への掲載
- (2) 松本市公式ホームページ・松本まるごと博物館ホームページへの掲載
- (3) 報道機関への周知

# 担当

教育政策課 課長 小林 伸一

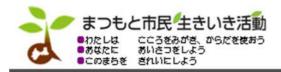
電話33-3980

教育文化センター 所長 中村 誠

電話32-7600

博物館 館長 木下 守

電話32-0133



教育委員会資料 31.3.22 教育政策課

# 周知事項 3

# 春の大型連休における教育施設の開館について

#### 1 趣旨

春の大型連休【4月27日(土)~5月6日(月)】における教育施設の開館について周知するものです。

- 2 開館日程 裏面のとおり
- 3 開館時間

国宝松本城及び市立博物館は、該当期間中、開館時間を次のとおり延長します。

8:00から18:00まで(入場は17:30まで)

松本城管理条例による公開時間 8:30から17:00まで 松本市立博物館条例による開館時間 8:30から17:00まで

- 4 周知方法 広報まつもと4月号及び市公式ホームページに掲載
- 5 その他

旧山辺学校校舎及び教育文化センターのプラネタリウムは、4月27日(土)から リニューアルオープンします。

> 担当 教育政策課 課長 小林 伸一 電話 33-3980





「学都松本」

# 春の大型連休における教育施設の開館一覧( …開館日、×…休館日)

				<u>,                                    </u>			<u> </u>		月		
	施設名	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
国宝松本城											
	市立博物館										
博物館	重文旧開智学校校舎、旧司祭館 松本民芸館、旧山辺学校校舎、 考古博物館、はかり資料館、 旧制高等学校記念館、 窪田空穂記念館、馬場家住宅、 歴史の里、時計博物館、 山と自然博物館、高橋家住宅、 四賀化石館 安曇資料館										
美											
術館	美術館  梓川アカデミア館 										
教育	文化センター										
	学展示室・プラネタリウム)										
中央	公民館(Mウイング) 										
池上	百竹亭										
あが	たの森文化会館			×	×	×	×	×	×		×
	中央図書館										
	南部図書館、あがたの森図書館			×	×	×	×	×	×		×
図書館	鎌田図書館、寿台図書館、 本郷図書館、中山文庫、 島内図書館、空港図書館、 梓川図書館			×	×			×	×		×
	波田図書館			×							×

は、条例上の休館日ですが、臨時開館します。

教育委員会資料

31.3.22

生涯学習課・中央公民館

# 周知事項 4

# 松本市寿公民館の臨時休館について

# 1 趣旨

寿公民館トイレ改修工事の実施に伴い、一部業務を休止することについて周知するものです。

# 2 休館期間

平成31年6月1日(土)から12月28日(土)まで

# 3 休止する業務

- (1) 貸館業務(地区運営に関わる会議、主要な市主催事業を除く)
- (2) 公民館を会場とする一部の事業(文化祭、講座等)

# 4 主な工事内容

- (1) 建築主体工事(壁・床・天井改修、間仕切・トイレブースの更新等)
- (2) 電気設備工事(配線改修、照明器具更新等)
- (3) 機械設備工事(給排水設備改修、便器更新等)

# 5 周知方法

- (1) 松本市公式ホームページへの掲載
- (2) 地区内回覧等

# 6 その他

- (1) 公民館、地域づくりセンター及び福祉ひろばの業務は工事期間中も継続します。
- (2) 工事の進捗状況により、休館期間は変更となる場合があります。その場合は別途周知いたします。

担当 生涯学習課·中央公民館

課長 栗田 正和

直通 32-1132





教育委員会資料 31.3.22 松本城管理事務所

#### 周知事項 5

# 第20回国宝松本城「夜桜会」の開催について

# 1 趣旨

桜の開花に合わせて本丸庭園を夜間無料開放し、ライトアップされた艶やかな桜と国 宝松本城をより多くの市民や観光客に親しんでもらうため、夜桜会を開催することにつ いて周知するものです。

# 2 実施期間

- (1) 期間 松本城管理事務所による開花宣言の3日後から8日間
- (2) 時間 17時30分から21時まで(3時間30分)

# 3 無料開放する場所

天守を除く本丸庭園(天守には登れません。)

# 4 行事内容

- (1) 茶席(前半4日間:裏千家淡交会、後半4日間:表千家同門会)
- (2) 花見団子等の販売(協力:松本古城会)及び常設売店の営業
- (3) 三曲、フルート、雅楽の演奏(18時から20時50分まで)

# 5 周知方法

- (1) 市公式観光情報ポータルサイト「新まつもと物語」及び国宝松本城ホームページへ 掲載
- (2) 広報まつもと3月号への掲載
- (3) 報道機関に依頼

# 6 駐車場

松本城西側の臨時駐車場を無料開放(17時から22時30分まで)

# 7 開催実績

年度	実施期間 (日数)	入場者数
3 0	4月 4日(水)から11日(水)まで (8日間)	24,951人
2 9	4月13日(木)から20日(木)まで (8日間)	43,387人
2 8	4月 4日(月)から11日(月)まで (8日間)	43,614人

# 8 その他

松本城管理事務所による開花宣言の3日後から8日間、第12回国宝松本城桜並木ライトアップ事業実行委員会が「国宝松本城桜並木 光の回廊」を実施し、外堀の桜並木と女鳥羽川の桜並木をライトアップします。

# (参考) 国宝松本城における過去10年間の桜の開花日と満開日です。

年	開花日	満開日
2018(H30)年	4月 1日	4月 4日
2017(H29)年	4月10日	4月16日
2016(H28)年	4月 1日	4月 6日
2015(H27)年	4月 4日	4月 7日
2014(H26)年	4月 9日	4月14日
2013(H25)年	4月 3日	4月 9日
2012(H24)年	4月16日	4月21日
2011(H23)年	4月11日	4月16日
2010(H22)年	4月 6日	4月12日
2009(H21)年	4月 6日	4月11日

担当 松本城管理事務所

所長 手島 学

電話 32-2902



わたしは こころをみがき、からだを使おう あなたに あいさつをしよう このまちを きれいにしよう

教育委員会資料 31.3.22 博物館

# 周知事項 6

# 松本市立博物館分館の企画展開催について

#### 1 趣旨

松本市立博物館の分館で下記のとおり企画展を開催することについて周知するものです。

# 2 開催内容

(1) 松本民芸館 工芸の五月参加企画 丸山太郎生誕 110 年記念

企画展「刺し子と手仕事の日本 - 丸山太郎の民芸を旅する」

ア 内容 各地の刺し子を中心に、日本の手仕事を丸山太郎の蒐集品で

めぐります。

イ 期間 平成31年3月12日(火)から6月16日(日)まで

ウ 会場 松本民芸館エ 観覧料 通常観覧料

オ 展示資料 丸山太郎著『旅の鞄』、こぎん着物・菱刺し(ひしざし)着物

(青森県)、三国刺し船頭仕事着(福井県)、どんざ漁師着物(淡路島)、手あぶり(島根県)、みすず細工敷物(松本)、沖縄県

抱瓶(だちびん)など約120点

(2) 旧制高等学校記念館 企画展「松高人名録(その一)」

ア 内容 平成31年(2019年)、松本高等学校開校100年にあた

り、旧制高等学校記念館と、信州大学日本文学分野、信州大学大学史資料センターの連携事業として、企画展を行います。松本高等学校の卒業生数十名を選び、在学中・卒業後のエピソードなど

を付したプロフィールをパネルにして紹介します。

イ 期間 平成31年3月2日(土)から5月6日(月・祝)まで

ウ 会場 旧制高等学校記念館 1階ギャラリー

エ 観覧料 無料(2・3階常設展示は通常観覧料)

オ 紹介予定人物 熊井啓、北杜夫、臼井吉見、中島健蔵など

カ 展示予定資料 熊井啓直筆色紙、北杜夫サイン入り書籍など 約50点

担当 博物館

館長 木下 守

電話 32-0133



学都松本へ

松本は屋根のない博物館!松本の歩みと文化を知る。 松本の今にふれ、未来を思う。

まるごと松本を知る旅のスタート地点です。

